

概算要求から無駄な事業を抑制し

必要な予算を盛り込むために

-行政事業レビューの活用手法の向上を目指して¹

一橋大学 国際・公共政策大学院

公共経済プログラム2年

大曲 将之

¹ 本稿は、一橋大学国際・公共政策大学院公共経済プログラムにおけるコンサルティング・プロジェクトの最終報告書として、受入機関である一般社団法人構想日本に提出したものです。本稿の内容は、すべて筆者の個人的見解であり、受入機関の見解を示すものではありません。

要約

国と地方の公債発行残高は1000兆円を超え、対GDP比でも200%を超え、我が国は世界でも類のない借金大国になっている。一方で復興予算の目的外使用など政府の無駄遣いが指摘され続けている。そこで予算編成のあり方を踏まえて、政策評価の反映や行政事業レビューの反映などの既存の予算の見直し手段の貢献状況を検証した。その上で限られた歳出予算枠を圧迫する無駄な事業の1つである看板掛替事業の抑止に焦点をあてることにした。行政事業レビューをこの看板掛替事業を抑制する手段に活用させるために、実際に看板掛替と指摘された事業から共通点を浮かび上がらせ、その共通点のいくつかを使って全ての行政事業レビュー1つ1つに当てはめて検証し、実際に看板掛替と想定される事業を抽出することができたことから、この方策を提言することとした。

謝辞

本研究は、一橋大学大学院で設立された公共経済プログラムの一環で行われたものである。一般財団法人構想日本をクライアントとし、約半年間を経て得られた研究成果がまとめられている。報告に先立ち、クライアントとして本プログラムに協力して下さった構想日本に、あらためて深い感謝の意を表したい。この研究を完成させるにあたり、多くの方々から有益なコメントを頂戴した。受入機関である構想日本の伊藤伸総括ディレクター及び田中俊政策スタッフには、多くの助言や指導を頂いた。また、一橋大学国際・公共政策大学院においては、受入機関を紹介頂いた佐藤主光教授、コンサルティング・プロジェクトの担当教授である山重慎二教授をはじめ、ゼミの指導教官である渡辺智之教授、公共経済プログラムの学生等には、構成から執筆の段階まで何度も助言や有益なコメントを頂戴した。以上多くの方々の協力無しでは実現し得ないことであった。

以上挙げた全ての方々に、改めて感謝の意を表したい。

目次

第1章	はじめに	- 4 -
第1節	なぜこのテーマを選んだのか	- 4 -
第2節	無駄の定義	- 5 -
第2章	既存の予算の見直し状況について	- 7 -
第1節	予算編成過程について	- 7 -
第2節	行政事業レビューの予算への反映	- 7 -
第3節	政策評価の予算への反映	- 9 -
第4節	既存の見直しの反映状況から	- 12 -
第3章	無駄な予算の一つである看板掛替事業について	- 13 -
第1節	看板掛替の指摘事業について	- 13 -
第2節	指摘事業の共通項目について	- 19 -
第3節	共通項目で実際の行政事業レビューを検証	- 21 -
第4節	共通項目のカバー率について	- 28 -
第4章	行政事業レビューを活用した看板掛替抑止策の提言	- 29 -
補足資料1	各府省の政策評価の反映状況について（本文掲載府省を除く）	- 31 -
補足資料2	看板掛替の可能性がありうる事業（本文掲載事業を除く）	- 34 -
参考文献・URL		- 55 -

第1章 はじめに

第1節 なぜこのテーマを選んだのか

平成27年3月に財務省が発行した「日本の財政関係資料」（表1）において平成26年度末には国と地方を合わせて公債発行残高が1000兆円を超えるという見込みを記している。

表1 国と地方の長期債務残高（出所：日本の財政関係資料（2015年））

（単位：兆円程度）

	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成21年度末 (2009年度末) <実績>	平成22年度末 (2010年度末) <実績>	平成23年度末 (2011年度末) <実績>	平成24年度末 (2012年度末) <実績>	平成25年度末 (2013年度末) <実績>	平成26年度末 (2014年度末) <実績見込>	平成27年度末 (2015年度末) <政府案>
国	390 (387)	493 (484)	573 (568)	621 (613)	662 (645)	694 (685)	731 (720)	770 (747)	809 (780)	837 (805)
普通国債 残高	295 (293)	457 (448)	546 (541)	594 (586)	636 (619)	670 (660)	705 (694)	744 (721)	778 (749)	807 (775)
対GDP比	58% (57%)	91% (89%)	112% (110%)	125% (124%)	133% (129%)	141% (139%)	149% (146%)	154% (149%)	158% (152%)	160% (154%)
地方	163	198	197	199	200	200	201	201	201	199
対GDP比	32%	40%	40%	42%	42%	42%	42%	42%	41%	39%
国・地方 合計	553 (550)	692 (683)	770 (765)	820 (812)	862 (845)	895 (885)	932 (921)	972 (949)	1,009 (980)	1,035 (1,003)
対GDP比	108% (108%)	138% (136%)	157% (156%)	173% (171%)	179% (176%)	189% (187%)	196% (194%)	201% (196%)	205% (199%)	205% (199%)

また表2において日本国債は9割以上を自国内で保有していることを示しているが、これを用いて海外の投資家が一斉に売りに出しても日本の国債は問題なく安全であるという意見もある。しかしながら、増税等による相対価格の変化に伴う代替効果は今後の投資等を阻害する恐れもあり、対GDP比でも200%（表3参照）を超える借金を抱えていることは健全な財政運営から程遠いのは間違いない事実といえるだろう。一方で復興予算の目的外使用を始めとする無駄な予算の使われ方は、現在も指摘され続けている状況である。

平成22年の民主党への政権交代後から始まった行政事業レビューという予算の透明化に対する一つの手法が加わったものの、決算結果が出たものについて初めて批評の対象になるという限界がある。

そこで、コンサルティング・プロジェクトでは、予算の入口である概算要求作業において、行政事業レビューを分析可能なツールとして確立させ、要求省庁側に事務事業を盛り込む際の緊張感を一層高めさせ、これまで続けてきた無駄な予算要求を排除し、自ら必要な事務事業を盛り込むように要求枠を確保させるための予算要求のあり方について提言することを試みたい。

表 2 国債等の保有者（出所：資金循環統計（2014年第4四半期速報））

	2013年				2014年				2014年12月末 残高(兆円) (構成比(%))
	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	
残高(兆円)	970	970	980	987	998	1,013	1,015	1,023	
国債等計	5.4	3.0	3.2	2.9	3.0	4.5	3.6	3.6	1,023 (100.0)
金融仲介機関*	1.2	▲ 3.7	▲ 3.1	▲ 3.9	▲ 7.2	▲ 3.4	▲ 4.5	▲ 3.0	579 (56.6)
中小企業金融機関等	▲ 3.8	▲ 4.4	▲ 2.3	▲ 3.9	▲ 7.7	▲ 9.1	▲ 10.2	▲ 11.4	144 (14.1)
保険	8.9	5.3	5.0	4.6	1.1	3.1	2.3	4.4	201 (19.7)
国内銀行	▲ 1.2	▲ 14.2	▲ 13.2	▲ 13.1	▲ 19.4	▲ 6.2	▲ 6.5	▲ 9.6	122 (11.9)
年金基金	12.4	9.0	12.0	12.3	5.9	7.2	4.8	3.8	35 (3.4)
一般政府、公的金融機関	4.7	2.6	▲ 6.2	▲ 14.9	▲ 1.9	▲ 3.9	▲ 7.5	▲ 28.5	61 (5.9)
うち公的年金	▲ 0.5	1.7	3.8	3.7	▲ 3.8	▲ 5.5	▲ 10.1	▲ 16.6	57 (5.6)
中央銀行	43.8	55.5	62.1	58.9	57.2	43.8	37.0	39.5	256 (25.0)
海外	6.9	▲ 0.1	▲ 8.3	1.3	2.6	5.8	13.8	14.1	95 (9.3)
家計	▲ 12.5	▲ 15.3	▲ 13.8	▲ 12.4	▲ 13.1	▲ 10.8	▲ 12.1	▲ 13.9	18 (1.8)
その他	▲ 19.1	1.2	8.3	6.7	30.1	2.5	▲ 13.8	▲ 19.4	14 (1.3)

- (注1) 国債等は、「国庫短期証券」「国債・財融債」の合計。
また、国債等は、一般政府(中央政府)のほか、公的金融機関(財政融資資金)の発行分を含む。
- (注2) 金融仲介機関は、預金取扱機関、保険・年金基金、その他金融仲介機関から構成されるが、*ではその他金融仲介機関のうち公的金融機関を除いている。
- (注3) その他は、「非金融法人企業」「対家計民間非営利団体」「非仲介型金融機関」の合計。

表 3 債務残高の国際比較（対 GDP 比）（日本の財政関係資料（2015年））

暦年	対GDP比、%															
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本	136.1	144.4	153.5	158.3	166.3	169.5	166.8	162.4	171.1	188.7	193.3	209.5	216.5	224.2	230.0	233.8
米国	48.1	50.7	57.4	58.8	66.7	66.8	63.9	64.3	78.1	92.5	101.8	107.7	110.5	109.2	109.7	110.1
英国	44.1	39.8	40.4	40.6	42.7	44.6	44.2	45.3	55.2	69.0	77.9	92.3	95.7	93.3	95.9	97.6
ドイツ	59.4	58.5	60.9	64.3	67.6	70.0	68.0	63.9	67.9	75.3	84.0	83.4	86.1	81.4	79.0	75.8
フランス	71.8	70.9	74.6	78.5	80.2	81.8	76.8	75.6	81.6	93.2	96.9	100.8	110.5	110.4	114.1	117.4
イタリア	119.0	118.1	116.9	114.3	114.7	117.4	116.4	111.8	114.6	127.2	125.9	119.4	137.0	144.0	146.9	149.2
カナダ	84.2	85.7	84.8	80.3	76.5	75.8	74.9	70.4	74.7	87.4	89.5	93.1	95.5	92.9	93.9	94.3

(出典) OECD「Economic Outlook 96」(2014年11月)によるデータを用いており、2015年度予算の内容を反映しているものではない。
(注)数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

第2節 無駄の定義

会計検査院の決算検査報告や、マスコミの独自の調査によって予算の無駄遣いについて報道されることがあるが、予算の無駄という時の「無駄」についてまず整理することとしたい。

井堀（2008）によると歳出の無駄には3種類あり「絶対的な無駄」「相対的な無駄」「結果としての無駄」があるとしている。

「絶対的な無駄」には2種類あり、まず1つ目は「公共サービスの質を劣化させないで削減できる歳出」とされる。同じ効果をあげる施策であれば歳出予算が少ない方がよく、多い方はその分無駄であるという趣旨である。例としては過剰な公務員の福利厚生費用や公共事業の談合によって追加されている費用等である。2つ目は、「歳出それ自体の便益がマイナスであるもの」とされる。政府の施策自体がマイナスの便益を生みだ

しているもので、例えば地域住民にも被害を与える環境破壊を伴う公共事業等が当てはまる。

次に「相対的な無駄」とは、「公共サービスの便益が、その財源調達費用（コスト）よりも小さい」場合に相当するとしている。例えば医療における過剰な検査や薬漬け、あるいは裕福な高齢者への公的年金給付等当事者にとってはそれなりのメリットがあるものの便益の大きさを金銭的に評価するとそれに要する費用を上回っていないものである。

最後の「結果としての無駄」は、「事前には必要な歳出が事後的に不必要になる」場合である。例えば大規模災害を想定した非常用の食糧備蓄が取り越し苦労に終わってしまうことなどであるが、将来を完全には予測できないため一定の範囲内ではこの種の無駄はやむを得ないとしている。

上記のように井堀（2008）では「無駄」の性質によって3つの分類に定義づけをしたのち、公共事業の無駄や補助金の無駄などカテゴリーごとにどれくらいの無駄があるかの想定額に触れ、無駄を減らす方法としては、①利益誘導等を打ち切る為に政治家の選び方を変える選挙制度改革、②補正予算のあり方を見直す、③公務員制度改革等を列挙し、政府の予算編成に国民がコスト意識を持つことが不可欠であるとし、絶対的な無駄ばかりをやり玉に挙げないで政府の歳出全体の内容を見直すことで、歳出全体の改革も進むとしている。

今回のテーマは、無駄の削減に資するものを想定しているが1つ1つの事業の有益性を見るミクロの視点よりもマクロな視点として無駄の排除を想定しているので、予算要求の段階では上記の定義の全てに関連しうると考えられ、今回の研究により無駄の縮減に少しでも貢献できれば幸いである。

第2章 既存の予算の見直し状況について

第1節 予算編成過程について

概算要求書提出までの過程とそれ以降の概算要求書提出後の財政当局とのやり取りを経て政府案作成までの過程を「予算編成過程」²と呼ぶことにする。田中（2011）によれば財政当局と要求官庁の間で行われる予算の増減額を巡る交渉や駆け引きには多くの摩擦があり、情報収集する費用に加えて、交渉や意思決定に要する費用や時間など多大な取引費用を要して概算要求を作成し、かつ、情報の非対称性があることから取引費用を抑制することは簡単ではないとし、予算の執行状況などの情報は財政当局よりも要求官庁が握っており、施策の実施状況について正しい情報がなければ、予算を増額すべきか削減すべきかの判断が出来ない。しばしば予算を削られたくない要求官庁は、正しい情報を財政当局に示さないこともあるとされている。

これは概算要求書提出後の財政当局と要求官庁との間について言及しているが、これと同様に概算要求をとりまとめる各府省の部局内でも総務課と原課の間でも情報の非対称性があり、どこまで正しく必要とされる真実の額に近づくことが出来るかが、概算要求に必要な事業を盛り込むことが出来るかということにつながってくるのである。

次節からその情報の非対称性を埋めるべく予算の透明化のための既存の制度の現状について説明することとしたい。

第2節 行政事業レビューの予算への反映

民主党政権になってから導入された行政事業レビューは、予算の透明化には役立っているものの、当年度の歳出削減には結びついて当年度及び次年度の新規施策について

表 4 全府省の行政事業レビューの現状

(単位:事業数)

	当年度 対象事業 A	うち廃止 (終了含む) 事業	新規計上 (対象外) ①+②=B	当年度 開始事業①	概算要求 新規事業②	除外率 B/(A+B)	全体 (A+B)
23年度	5,229	423	1,276	718	558	19.62%	6,505
24年度	5,142	410	1,115	462	653	17.82%	6,257
25年度	4,974	316	1,024	532	492	17.07%	5,998
26年度	4,730	304	881	442	439	15.70%	5,611
平均	5,019	363	1,074	539	536	17.63%	6,093

注：廃止事業については当然減である事業終了案件も含む（以下同じ）

（出所：各府省公表の行政事業レビュー資料より筆者作成）

² 田中（2011）によると予算をどのような手順で作成するかという予算編成過程も予算制度に包含される概念であり、予算編成の手順や手続きを意味する場合は「予算編成過程」という用語を使用する。（29頁）

は対象外となっているので全ての施策を網羅できているわけではないといえる。

表 4 よりわかることは、例えば 26 年度の行政事業レビューにおいて、25 年度予算があるもの（表中 A 4,730）が対象（前年度に予算計上されているもの）となり、26 年度開始事業（表中① 442）と 27 年度概算要求の新規事業（表中② 439）が対象外になるということである。レビュー作成の対象外の官庁である人事院、宮内庁、会計検査院を除いた全府省について調べたところ、平成 23 年度～平成 26 年度の 4 年間で各府省の当年度開始事業及び新規事業は、行政事業レビューの当年度の全事業の 17%を超える事業を占め、これらは各府省で行われる行政事業レビューの議論の対象外になっていることが分かる。これは、各府省が行う行政事業レビューの時期による影響ということが主な要因となっており、毎年 4 月～7 月に行われることから決算が確定している前年度事業を対象とした制度設計から生じる問題であり、当年度及び次年度事業を対象とすることが出来ないためである³。この表 4 は当年度の事業数に対する割合として平均 17%が除外になっている。国土交通省を例とした表 5 と表 6 を見比べてみてほしい。当年度事業（A）を中心として見た場合には、21.84%の除外率になっているが、次年度要求にかかる事業で見た場合の除外率は 30.74%と 1 割近く上昇していることがわかる。

表 5 国土交通省の行政事業レビューの現状

(単位:事業数)

	当年度 対象事業 A	うち廃止 事業	新規計上 (対象外) ①+②=B	当年度 開始事業①	概算要求 新規事業②	除外率 B/(A+B)	全体 (A+B)
23年度	503	98	143	78	65	22.14%	646
24年度	554	89	130	51	79	19.01%	684
25年度	497	47	151	66	85	23.30%	648
26年度	468	34	141	66	75	23.15%	609
平均	506	67	141	65	76	21.84%	647

表 6 国土交通省（詳細版）の行政事業レビューの現状

(単位:事業数)

	当年度 対象事業 A (H25予算有)	うち廃止 事業C H25限り事業	うち廃止(終 了) 事業D H27要求無 =H26限り	次年度(H27) 要求に 盛り込まれる 当年度事業 a=A-C-D	新規計上 (対象外) ①+②=b	当年度 開始事業 (H26開始) ①	概算要求 新規事業 (H27開始) ②	次年度要求 事業に係る 除外率 b/(a+b)	次年度要求 事業総数 (a+b)
23年度	503	99	98	306	143	78	65	31.85%	449
24年度	554	178	89	287	130	51	79	31.18%	417
25年度	497	105	47	345	151	66	85	30.44%	496
26年度	468	99	34	335	141	66	75	29.62%	476
平均	506	120	67	318	141	65	76	30.74%	460

³ 表 4 で全体と次年度の A の事業数に差があるのは、A には補正予算で措置された事業もあり、そのまま終了あるいは当年度で廃止終了になるものや概算要求後財政当局による査定で予算措置されない等があるためである。

この指摘を全府省で確認しようとしても公表している数値はなく、終了事業等を一つ一つ確認する必要がある。そこで一例として国土交通省のデータをまとめた上でとりあげたが、次年度の概算要求に目を向けた場合には、除外率は上昇するものと推測される。

第3節 政策評価の予算への反映

政策評価は、1990年代後半から地方自治体でまず導入され、その後、国にも導入された。政策評価の反映を用いて予算削減をも実現できるという理想に対して、村松(2008)は、予算の見直しへの反映としての政策評価の利用もあるが、もともとの発想は、予算削減を目的としていないため予算削減に使おうと考えても万能薬ではなく、使い方を誤るとペーパーワークが増えるだけになりかねないという指摘をしている。実際に公表されているデータを踏まえて現状はどのようになっているだろうか。

政策評価の根拠法は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第4条において、「政府は、政策評価の結果の取扱いについては、前条第一項に定めるところによるほか、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならない。」とされており、行政事業レビューとともに、概算要求時に政策評価結果の反映額を公表することになっているので全府省のHPに公表されているデータを行政事業レビューの作業と同様に調査した。

この調査についても事業数を行政事業レビューと合わせるために人事院、宮内庁、会計検査院を除外している。

表7よりわかることは、政策評価に基づく予算の見直しについて全府省ベースでは、事業数で見ると、全事業の1割程度を見直している結果になっている(表中D/C)。また、予算額で見れば、見直し額の2%程度に政策評価が反映されていると読み取ることが出来る(表中E/H)。

表7 全省庁ベース(一般会計+特別会計)の政策評価の反映状況

	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占める 見直し割合 D/C	反映額 E (単位:千円)	次年度 要求額F (単位:千円)	当初予算額 G (単位:千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占 める割合 E/H
23年度	5,229	1,276	6,505	715	10.99%	△ 278,360,661	482,166,163,652	476,791,310,203	5,374,853,449	5.18%
24年度	5,142	1,115	6,257	741	11.84%	△ 232,789,745	500,925,221,037	482,695,227,316	18,229,993,721	1.28%
25年度	4,974	1,024	5,998	613	10.22%	△ 357,742,480	504,767,449,740	482,196,929,564	22,570,520,176	1.58%
26年度	4,730	881	5,611	535	9.53%	△ 149,675,708	513,773,147,294	507,315,373,993	6,457,773,301	2.32%
平均	5,019	1,074	6,093	651	10.68%	△ 254,642,149	500,407,995,431	487,249,710,269	13,158,285,162	1.94%

※特別会計は歳出ベースの金額を計上しているため、一般会計からの繰入れを財源にしている事務事業の経費は一般会計歳出と二重計算になっている。

(出所:各府省公表の政策評価反映額資料より筆者作成、以下同じ)

次に、各府省個別で政策評価の反映状況について見ていくこととしたい。

表 8～表 10 では3省庁を取り上げたが、この3省庁は事業数に占める見直し割合の4カ年平均の見直し率が全省庁の平均よりも高いトップ3の省庁である。この3省庁の個別の政策評価反映調書を見てみると、部局によっては、要求額と前年度予算との差額を全て政策評価の見直しによる反映と一義的に整理されているものも見受けられた。

表 8 外務省の政策評価の反映状況

外務省										
	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位:千円)	次年度 要求額F (単位:千円)	当初予算額 G (単位:千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直し額に占め る割合 E/H
23年度	685	109	794	169	21.28%	△ 28,850,273	693,806,813	626,223,155	67,583,658	42.69%
24年度	298	78	376	180	47.87%	△ 28,399,320	712,661,666	617,250,736	95,410,930	29.77%
25年度	283	58	341	169	49.56%	△ 30,553,179	684,299,652	608,259,519	76,040,133	40.18%
26年度	283	67	350	161	46.00%	△ 20,948,977	737,984,824	666,082,799	71,902,025	29.14%
平均	387	78	465	170	36.49%	△ 27,187,937	707,188,239	629,454,052	77,734,187	34.98%

表 9 金融庁の政策評価の反映状況

金融庁										
	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位:千円)	次年度 要求額F (単位:千円)	当初予算額 G (単位:千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直し額に占め る割合 E/H
23年度	6	1	7	4	57.14%	△ 3,821	25,588,029	22,181,749	3,406,280	0.11%
24年度	7	0	7	4	57.14%	△ 3,679	23,326,362	23,956,584	△ 630,222	0.58%
25年度	6	0	6	1	16.67%	△ 197	23,398,779	22,581,527	817,252	0.02%
26年度	6	0	6	0	0.00%	0	24,074,325	23,020,534	1,053,791	0.00%
平均	6	0	7	2	34.62%	△ 1,924	24,096,874	22,935,099	1,161,775	0.17%

表 10 環境省の政策評価の反映状況

環境省(エネ特予算(電源開発勘定、エネルギー勘定)は、経産省に一括計上)

	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位:千円)	次年度 要求額F (単位:千円)	当初予算額 G (単位:千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直し額に占め る割合 E/H
23年度	326	81	407	118	28.99%	△ 4,086,259	1,130,103,961	200,926,218	929,177,743	0.44%
24年度	398	123	521	134	25.72%	△ 3,131,374	1,178,508,860	1,066,773,432	111,735,428	2.80%
25年度	336	75	411	101	24.57%	△ 179,649,984	888,896,580	1,020,149,079	△ 131,252,499	136.87%
26年度	333	66	399	54	13.53%	△ 2,294,350	854,784,661	851,156,721	3,627,940	63.24%
平均	348	86	435	102	23.42%	△ 47,290,492	1,013,073,516	784,751,363	228,322,153	20.71%

ここで表 11 を見てほしい。

表 11 は政策評価を所掌する総務省の反映状況である。総務省予算に反映された事業の割合はわずか4年平均で3.57%であり、この数値は、全府省平均の数値である10%を大きく下回るものである。一方で表 8～表 10 の3省庁は平均を大きく上回る23%～36%という数字になっている。

表 11 総務省の政策評価の反映状況

総務省										
	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位:千円)	次年度 要求額F (単位:千円)	当初予算額 G (単位:千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占め る割合 E/H
23年度	177	52	229	15	6.55%	△ 553,429	71,785,110,173	70,775,079,811	1,010,030,362	0.05%
24年度	184	52	236	10	4.24%	△ 3,123,287	71,017,404,195	71,792,068,533	△ 774,664,338	0.40%
25年度	181	30	211	4	1.90%	△ 29,423	70,037,803,836	70,827,208,800	△ 789,404,964	0.00%
26年度	172	49	221	3	1.36%	△ 8,648	68,738,708,617	70,249,467,378	△ 1,510,758,761	0.00%
平均	179	46	224	8	3.57%	△ 928,697	70,394,756,705	70,910,956,131	△ 516,199,425	0.18%

次に見直し額に占める割合に着目したい。

表 8、表 10、表 12、表 13 の各省庁の見直し額に占める割合を見ると、率の高い年では50%に迫る、あるいは、100%以上といった省庁が見受けられる。これは、単純に考えると、当年度と比較して要求したい事業が実際の要求額との差の倍以上あったが、それを政策評価によって半減して要求しているということを示している。この結果と政策評価の所管官庁である総務省の表 11 を比較してほしい。総務省の見直し額に占める割合は1%未満というごくごく小さな数値になっている。確かに総務省には地方交付税交付金など他省庁予算よりも予算額としては大きなものが入っているが、見直し額に着目してみれば反映額(表中E)はごくごく小さい数値であることを見ると、上記の省庁の反映額がいかに大きく報告されているかわかるだろう。

このように政策評価の予算への反映状況について分析してみたが、単純比較をしてみても各府省の運用次第で反映額の数値が変わることを示しており、公表額を文字どおりに見直したという実質的な効果ととらえるのは難しいと考える。なお、調査した政策評

表 12 経済産業省の政策評価の反映状況

経済産業省										
	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位:千円)	次年度 要求額F (単位:千円)	当初予算額 G (単位:千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占め る割合 E/H
23年度	697	239	936	224	23.93%	△ 146,361,480	6,055,174,558	3,630,753,381	2,424,421,177	6.04%
24年度	685	179	864	165	19.10%	△ 50,314,071	9,685,363,005	8,755,821,861	929,541,144	5.41%
25年度	639	185	824	123	14.93%	△ 42,871,803	9,350,096,614	8,993,598,468	356,498,146	12.03%
26年度	616	136	752	114	15.16%	△ 45,252,082	13,077,983,548	13,032,276,034	45,707,514	99.00%
平均	659	185	844	157	18.54%	△ 71,199,859	9,542,154,431	8,603,112,436	939,041,995	7.58%

表 13 原子力規制委員会の政策評価の反映状況

原子力規制委員会(平成24年9月19日設置)・・・概算要求書非公表のため億円単位しかわからず。										
	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位:千円)	次年度 要求額F (単位:千円)	当初予算額 G (単位:千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占め る割合 E/H
23年度			0	0					0	
24年度				0			81,700,000	48,500,000	33,200,000	0.00%
25年度	127	24	151	13	8.61%	△ 1,244,891	88,000,000	71,100,000	16,900,000	7.37%
26年度	61	13	74	32	43.24%	△ 5,189,508	87,800,000	75,800,000	12,000,000	43.25%
平均	94	19	113	23	20.00%	△ 3,217,200	85,833,333	65,133,333	20,700,000	15.54%

価についてここで取り上げていない府省については巻末に掲載することとしたい(補足資料1参照)。

第4節 既存の見直しの反映状況から

前節まで行政事業レビュー及び政策評価の反映状況について見てきたが、そもそも最近の概算要求基準には通常枠予算の1割削減をしたうえで、特別枠の要求・要望ができるというルールがあるということは、概算要求を行うどの府省庁においても事務事業単位で何らかの削減があるのは確実であり、その削減達成を行政事業レビューで削減したという整理をするのか、政策評価の反映をもとに削減をしたと整理を行うのかという削減したうえでの結果の判断の話に過ぎないのではないか。本質的にこのツールを使って実際に予算の見直しがなされたのだろうか、むしろ見直し手段というほどの結果が出ているとは言い切れないのではないか。

ここまでは既存の予算の見直しの状況について言及してきたが、次章では過去の事業仕分けや公開による行政事業レビューなどの際に議論になってきた看板掛替事業に焦点を絞って考えることとしたい。

第3章 無駄な予算の一つである看板掛替事業について

第1節 看板掛替の指摘事業について

まず、看板掛替事業とはどのようなものなのか整理することしたい。

事務事業の終了や廃止という意味は、政策評価や行政事業レビューの自己評価あるいは公開プロセスといった一定の議論を経て計画よりも早く事業終了するという場合や、例えば5年計画として設計し最終年度を迎えて終了するなど、予定通りの終了の意味も含め、ここでは事務事業の廃止という整理をすることとしたい。このように一定の効果が出て役目を終えた場合や、事業の効果が認められないので途中で打ち切られたといったことから廃止という判断がなされたものもあるが、どのような整理によろうと、一度事務事業を廃止・終了したものが、名称を変えて再度予算に盛り込まれる事務事業のことを看板掛替事業と定義する。

看板を掛け替えて廃止または終了した事業が、名前を変えて予算要求に盛り込まれては、限りある財源枠を圧迫し他の重要事業の予算枠を奪いかねない現状があり、優先順位の高い事務事業があっても再度廃止事業を概算要求に盛り込むことは、財源を最大限に有効活用しているとはいえないという批判である。

このような視点に立ったうえで、実際に事業仕分けの議論において看板掛替事業として廃止を勧告された、いくつかの事務事業を取り上げ、廃止と判断された際の議論の要旨とその廃止事業の看板掛替と指摘された議論の内容および両事業のレビューシート
の項目について表で整理した。以下の事例は、いずれも民主党政権下で行われた事業仕分け第3弾（平成22年11月15日～18日）で看板掛替を指摘されたものである。

事例1（総務省） 廃止事業「明るい選挙推進委託費」

看板掛替指摘事業「明るい選挙推進費」

第1弾の仕分けでは、本事業は歴史的な役割を終えたのではないかと、ポスターコンクールや研修については成果に結びついていないといった指摘があり廃止とされた。

第3弾の仕分けの評価者のコメントは、公職選挙法は常時啓発を義務付けているが、この事業を実施することを義務付けてはいない。何の成果目標もなく、実施継続することは許されない。本事業は“即時”廃止とした上で、成果目標を設定し、競争的に事業を行うべき。常時啓発活動推進の重要性は肯定するものであるが、その手法として本事業は適切でないと第1弾の事業仕分けで廃止とされたものを継続するのは論点のすり替えである。円滑な移行を理由に挙げているが、これは（財）明るい選挙推進協会の活用前提の円滑な移行になっているのではないかといった意見が出され、事業仕分け第1弾の評価結果である事業の廃止が反映されていないことから、第1弾の評価結果の確実な実施が必要と判断されて廃止されることになった。

表 14 「明るい選挙推進委託費」と「明るい選挙推進費」

	廃止終了事業	看板掛替指摘事業
事業名	明るい選挙推進委託費	明るい選挙推進費
担当部局庁	<u>自治行政局</u>	<u>自治行政局選挙部</u>
担当課室	<u>管理課</u>	<u>管理課</u>
施策名	選挙制度等整備費	選挙制度等の適切な運用
根拠法令	<u>公職選挙法第6条第1項公職選挙法施行令第133条～第137条</u>	<u>公職選挙法第6条第1項公職選挙法施行令第133条～第137条</u>
実施方法	<u>業務委託等</u>	<u>業務委託等</u>
成果目標及び成果実績	<u>選挙人の政治常識の向上</u>	選挙人の政治常識の向上を目指すものであり、定量的な成果目標を示すことは困難。
活動指標及び活動実績	-	明るい選挙推進委託費予算額
支出科目		
支出先	<u>(財)明るい選挙推進協会</u>	<u>(財)明るい選挙推進協会</u>
事業内容	(1) 明るい選挙の推進事業に要する経費 パンフレットなど啓発資材の作成・配布、ポスターコンクール事業 (2) 明るい選挙の運営指導に要する経費 明るい選挙推進協議会指会会の組織の活性化 青年リーダー、コミュニティリーダーなどの指導者育成 (3) 政治改革に関する周知に要する経費 リーフレット、交通広告、インターネット等を活用した制度周知等	(1) 明るい選挙の推進事業に要する経費 パンフレットなど啓発資材の作成・配布、ポスターコンクール事業等 (2) 明るい選挙の運営指導に要する経費 明るい選挙推進協議会の組織の活性化 青年リーダー、コミュニティリーダーなどの指導者育成、選挙に関する意識調査

事例 2 (総務省) 廃止事業「ICT利活用型教育の確立支援事業」

看板掛替指摘事業「フューチャースクール推進事業」

第1弾の仕分けで、本事業については、モデル事業としての将来性が定かではないとの意見であり、廃止と予算計上の見送りととの意見は実質的に同意見であることから、来年度の予算計上は見送りを結論とするとされた。

第3弾の評価者の主なコメントとしては、仕分けで廃止とされた事業と内容の実体はほとんど同じである。事業内容については、昨年仕分けと同じ議論の繰り返しである。教育現場の声を充分吸い上げられる文部科学省に任せるべき。文部科学省の行う事業に技術的な協力をすれば足りる。リース契約なので、直ちに廃止すべき。既存のフューチャースクール推進事業について、事業仕分け第1弾で実質的同一事業が廃止という評価の中、拡大する意図が全く理解不能。40校も必要かという点も十分な論証がされていないといった意見が出され、国の事業として廃止という勧告がなされた。

表 15 「ICT利活用型教育の確立支援事業」と「フューチャースクール推進事業」

	廃止終了事業	看板掛替指摘事業
事業名	ICT利活用型教育の確立支援事業	フューチャースクール推進事業
担当部局	<u>情報流通行政局</u>	<u>情報流通行政局</u>
担当課室	<u>情報通信利用推進課</u>	<u>情報通信利用促進課</u>
施策名	<u>情報通信技術高度利活用推進費</u>	<u>情報通信技術高度利活用の推進</u>
根拠法令	<u>総務省設置法第4条第65号</u>	<u>総務省設置法第4条第65号</u>
実施方法	<u>業務委託等</u>	<u>業務委託等</u>
成果目標及び成果実績	教育の情報化を阻む知見面での障壁を解消するための <u>ガイドラインを作成</u> する	2020年の「21世紀にふさわしい学校教育の実現」であり、数値として定量的に示すことはできない。
活動指標及び活動実績	-	全国の公立小学校10校を対象とした実証研究の結果を踏まえ、教育分野におけるICT利用環境を整備するための <u>ガイドラインの策定</u> 。平成23年度においては、中学校8校、特別支援学校2校を追加の上、実施し、ガイドラインの充実を図る
支出科目	<u>電気通信技術研究開発調査費</u> <u>先進的地域情報通信システム開発委託費</u>	<u>電気通信技術研究開発調査費</u> <u>先進的地域情報通信システム開発委託費</u>
支出先	民間事業者 地方公共団体	民間事業者
事業内容	<p>・地方公共団体に委託(様々な地域特性に応じたモデルの確立を図る観点から、5地域10校を想定し、全国のモデルとなる、家庭と連携した形での<u>教育分野におけるICT利活用の促進を図るための実証実験</u>を行う。</p> <p>・具体的には、タブレットPCやインタラクティブ・ホワイトボード等のICT機器を学校教育の場に利活用してインタラクティブな生徒参加型授業や、ポータルサイト等を利用して学校から提供された学習内容に関する情報や家庭における児童の食生活や睡眠時間の生活情報を学校に連絡するなど、ICTを利活用して学校教育と家庭教育の連携を図る。</p> <p>・<u>モデル事業としてこれらの実証実験を行い、事業の成果をガイドラインとしてとりまとめ、全国の小学校の情報化の進展に資するようガイドラインの普及を図る。</u></p>	<p>(1)ICTによる教育改革(協働教育システムの実現)を推進するため、学校、家庭が連携した教育を、小型PCや無線LAN等のICT機器及び協働教育プラットフォームの活用による<u>教育分野におけるICTの利活用を推進するための実証研究</u>を実施し、情報通信技術面を中心とした課題を抽出する。<u>調査結果については、教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン(手引書)等としてとりまとめる。</u></p> <p>(2)平成22年度において小学校を対象に実施したフューチャースクール推進事業の実証研究の成果を踏まえ、教育分野におけるICTの効果的な利活用の全国展開に向け、中学校及び特別支援学校を対象に加え、文部科学省との緊密な連携の下、子どもたちの発達段階、教科、地域性等を考慮したICTによる教育環境の整備を推進する。</p>

事例3 (経済産業省) 廃止事業「経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業」
看板掛替指摘事業「中小企業経営支援体制連携強化事業」

第1弾の仕分けでは、中小企業の支援は大切ではあるが、商工会議所等との役割機能分担が明確でない、費用対効果という観点から非常に限られた効果しか発揮をしていないという意見があった。また、支援が一部の中小企業にしか及んでいない等の問題点もあることから、来年度予算計上は見送りと判断された。

第3弾の評価者のコメントは、新規事業（応援センター）の事業内容、質について、廃止となった事業と差異が明確でない。また提供すべきサービス水準がどこまでで、本来受益者が負担すべきものの方針が不明確。看板掛替に過ぎず、仕分け結果が骨抜きにされているといった意見が出され、看板の掛け替えではないのか、商工会等の本来業務ではないのか、支援センターがなくても仕組みは回るのではないのか、具体的な効果が見えないなどといった意見もあり結論としては廃止となった。

事例4（厚生労働省） 廃止事業「生活衛生振興助成費等補助金」

看板掛替指摘事業「生活衛生関係営業対策事業費補助金」

この事業は事業仕分けの第2弾で取り上げられ、施策の目的には非常に賛同するものがあり、そのために必要であれば国として税金を使ってやるべきであると考え、現在行われている仕組みや評価の中で、実際に行われていることが、国民皆さんに必要なだといえるほど自信のある説明をいただけていないので、廃止とし、十分な説明と十分な効果測定を行ってほしいとされた。

第3弾の評価者のコメントは、基本的に看板の掛け替えに過ぎず、十分な効果測定もなされていない。全国生活衛生営業指導センターへの補助の必要性が不明。生活衛生営業指導費補助金の経営指導については、公開プロセスでの指摘に対処できておらず、必要性の論証もされていない。行政事業レビューで議論された内容が全く反映されていない。相談業務も1週間に数件程度であり、プロパーの職員を雇用して行うほどの需要があるのか、商工会や県の他の組織でできることではないのかという指摘もなされたが、それらを検討したのか疑問といった意見が出され、単なる看板の掛け替えとなっていることから廃止とされた。

事例5（国土交通省） 廃止事業「観光圏整備事業」

看板掛替指摘事業「観光地域づくりプラットフォーム支援事業」

第1弾の仕分けの際のコメントでは、行政のやるべきこと、国のやるべきことに照らして実施することに疑問がある。補助金に頼らない地域が主体的に行えるような手法にすべきといった意見や、現状では、効果と事業の根拠が見えにくく、事業内容の整理と補助対象の絞り込みが不可欠といった意見が出され、予算要求額の8割程度の縮減を結論とされた。

第3弾の評価者のコメントは、効果の検証もはっきりしないまま前年の事業を引き継いで漠然と続ける懸念が強い。平成22年度「観光圏整備事業補助金」542百万円から、平成23年度は「観光地域作りプラットフォーム支援事業」542百万円に政策変更したという説明は成立しなかった。よって、本事業はいったん廃止して、観光地域の自立性を高める政策として国の関与がなくても観光客が増える方向に向けて地域の連携が進む政策として出直しが求められているといった意見が出され、予算要求を半減し、抜本

の見直しとなった。

表 16 「経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業」と「中小企業経営支援体制連携強化事業」

	廃止終了事業	看板掛替指摘事業
事業名	経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業	中小企業経営支援体制連携強化事業
担当部局庁	中小企業庁	中小企業庁経営支援部
担当課室	経営支援課小規模企業政策室	小規模企業政策室
施策名	経営革新・創業促進	経営革新・創業促進
根拠法令	-	-
実施方法	業務委託等	業務委託等
成果目標及び成果実績	<p>○中小企業からの経営相談件数(新事業展開や事業継続等の課題)に悩む中小企業が地域力連携拠点に経営相談した件数)→全国合計で年間10万件以上実施</p> <p>○中小企業への専門家派遣件数(IT活用、販路開拓、事業承継等の専門課題に対応するため地域力連携拠点が中小企業に専門家を派遣した件数)→全国合計で年間1万件以上実施</p>	<p>【専門家派遣・セミナー等開催事業】</p> <p>○専門家派遣による中小・小規模企業の高高度・専門的な経営課題(新事業展開、ITや知的資産活用、事業承継、創業等支援等)の解決支援件数 8.6万件/年</p> <p>○上記のユーザー満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営課題の解決の対策が立てられた割合 80%以上 ・具体的な成果・効果があった割合 70%以上 <p>【創業・新事業展開はぐくみ事業】</p> <p>○支援企業の開業率 40%以上、新事業展開率 30%以上</p>
活動指標及び活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・地域力連携拠点の設置数 ・中小企業からの経営相談件数 ・中小企業への専門家派遣件 	-
支出科目		
支出先		商工会議所等
事業内容	<p>中小企業の利便性向上・負担軽減を図りつつ、経営力向上を支援するため他の支援機関や専門人材と連携して様々な経営課題に対してワンストップで解決を図るネットワーク性の高い地域の中核的な支援機関として「地域力連携拠点」(中小企業支援機関等)を全国各地に整備する。(20年度設置316カ所うち商工会議所・商工会等197、中小企業団体中央会37、都道府県支援センター(財団)41(官庁OB 0)、地銀・信金・信組23、その他(NPO・大学等)18)</p> <p>地域力連携拠点に優れた経営支援ノウハウを有する「応援コーディネーター」を配置し(約1000名)、窓口相談や巡回指導を通じて、悩みを抱える中小企業や新しい取組を始めたい中小企業に対する経営上の課題の整理把握を行う。その上で、他の支援機関・専門家と連携しながら、課題解決に向けた経営支援を実施</p>	<p>【専門家派遣・セミナー等開催事業】</p> <p>全国100箇所程度に「中小企業応援センター」を設置し、中小企業等の様々な経営課題のうち、日常的な経営相談に取り組む地域支援機関(商工会議所等)では対応困難な高度・専門的な経営課題について、地域支援機関を通じて専門家の派遣や、セミナーの開催等を通じて中小企業の経営力向上を図る。</p> <p>【創業・新事業展開はぐくみ事業】</p> <p>創業希望者等に対し、①専門家による事業計画策定支援や知識・ノウハウ習得支援のための集中講座の開催と、②その後の具体的な創業・新事業展開までのフォローアップ支援を一体的に行うための専門家派遣との相乗効果により、創業率・新事業展開率の向上を図る。</p>

表 17 「生活衛生振興助成費等補助金」と「生活衛生関係営業対策事業費補助金」

	廃止終了事業	看板掛替指摘事業
事業名	生活衛生振興助成費等補助金	生活衛生関係営業対策事業費補助金
担当部局庁	<u>健康局</u>	<u>健康局</u>
担当課室	<u>生活衛生課</u>	<u>生活衛生課</u>
施策名	-	生活衛生の向上・推進を図る
根拠法令	<u>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条第2項</u>	<u>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条及び第63条の2</u>
実施方法	<u>補助</u>	<u>補助</u>
成果目標及び成果実績	<u>振興計画(件数)</u> <u>日本政策金融公庫による生衛業への貸付(件数)</u> <u>指導者等研修事業</u> <u>標準営業約款(施設数)</u> <u>全国生活衛生営業指導センターホームページアクセス数</u>	<u>振興計画の認定件数</u> <u>日本政策金融公庫による生衛業への貸付</u> <u>標準営業約款登録施設数</u> <u>指導者等研修事業</u> <u>全国生活衛生営業指導センターホームページアクセス数</u>
活動指標及び活動実績	<u>生活衛生関係営業振興推進事業数</u> <u>都道府県指導センター巡回指導箇所数</u> <u>パンフレット、ポスター、報告書等の作成</u>	<u>生活衛生関係営業振興推進事業数</u> <u>都道府県指導センター巡回指導箇所数</u> <u>パンフレット、ポスター、報告書等の作成</u> <u>相談指導件数</u> <u>研修会等の開催件数</u>
支出科目	<u>生活衛生振興助成費等補助金</u>	<u>生活衛生営業衛生確保・振興補助金</u> <u>生活衛生関係営業衛生確保・振興指導補助金</u>
支出先	<u>(財)全国生活衛生営業指導センター</u>	<u>(財)全国生活衛生営業指導センター</u> 生活衛生営業同業組合連合会、生活衛生同業組合 (都道府県経由で)都道府県生活衛生営業指導センター
事業内容	①生活衛生関係営業(以下、「生衛業」という。)全般の衛生水準の維持向上及び振興に関する調査研究を行い、感染症等の衛生対策等のマニュアル、生衛業の経営関連情報等を作成し、HP、冊子等により情報提供 ②都道府県指導センターに対しては、国の生衛業に関する施策の情報提供や指導、指導員の研修等の人材育成等を実施 ③生衛同業組合連合会に対しては、国の施策に関する情報提供・指導・要望の汲み上げを行うとともに、各生衛組合の経営特別指導員等の養成や振興助成費補助金等による自主的活動に対する支援を実施 ④後継者育成支援事業等、全国的に取り組むべき事業の実施 ⑤生衛法第57条の12第1項に規定する標準営業約款の事業運営に係る企画立案や制度の普及促進等、消費者(利用者)の利益の擁護を図る事業の実施を作成すること。 ⑥高齢者・障害者施策等、生衛業に関する国の各種施策の周知に関する事業 ⑦上記の事業に附帯する事業	(財)全国生活衛生営業指導センターは、生衛業全般にかかる情報収集・提供、調査研究、都道府県生活衛生営業指導センター及び生衛業の連合会に対する指導等、生衛法第57条の10に規定する事業を行っており、国は、生衛法の規定に基づき、全国センターの行う事業について補助しているものである。また、都道府県生活衛生営業指導センターは、生衛業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談等生衛法第57条の4第1項に規定する事業を行っており、国は、生衛法の規定に基づき、都道府県が都道府県指導センターの行う事業について補助した経費の一部を補助しているものである。さらに、生衛法の規定に基づき、生衛業の連合会及び組合に対して必要な助成を行うものである。

表 18 「観光圏整備事業」と「観光地域づくりプラットフォーム支援事業」

	廃止終了事業	看板掛替指摘事業
事業名	観光圏整備事業	観光地域づくりプラットフォーム支援事業
担当部局庁	観光庁	観光庁
担当課室	観光地域振興部 観光地域振興課	観光地域振興課
施策名	観光立国の推進	観光立国を推進する
根拠法令	観光立国推進基本法第12条～第14条	観光立国推進基本法第12条～第14条
実施方法	補助	補助
成果目標及び成果実績	観光圏45地域の年間宿泊者数 観光圏45地域の年間宿泊旅行消費額 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 国内における観光旅行消費額	採択地域の宿泊客数(平均)
活動指標及び活動実績	観光圏整備事業費補助金の採択地域数	採択地域数
支出科目	観光圏整備事業費補助金	観光圏整備事業費補助金
支出先	法定協議会	民間企業等
事業内容	宿泊者数やリピーター率等の客観的な数値目標の設定を行いながら、2泊3日以上の滞在型観光が可能なエリア「観光圏」を整備することにより、 滞在型観光地づくり の先端的モデルを形成する複数の市町村や県境を越えた広域的な取組について、 事業費の4割を補助 する(観光圏整備法に基づく 協議会に対する補助)。補助採択については、毎年、第三者委員会による事業の事前・事後評価を行った上で、新規案件や継続案件の選定を行うとともに、各観光圏における取組内容について必要な改善・組み替えを求める。	様々な滞在交流型観光の取組みを推進し、 市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進しつつ、着地型旅行商品の企画・販売等を行う取組を支援する。 ①設立準備段階に係る経費： 法定協議会に対して上限500万円を補助 、②運営初期段階に係る経費： 観光地域づくりプラットフォームに対して事業費の4割を補助する。

第2節 指摘事業の共通項目について

前節で取り上げた個別の5事業の共通項目やそれを踏まえて普遍的な分析ツールにならないか検討することを目的として整理を行ったものが表14～表18である。取り上げた個別の事業シートの各表の太字で下線を引いたところが廃止事業とその後の新規施策の一致箇所であり、各事務事業との統一性などを検証した。

廃止事業と看板掛替事業の両方の事業で共通するところは以下の通りである。

- 担当部局庁…100%一致。
- 担当課室…基本的に一致。
- 施策名(政策評価の施策目標に該当)…記載がないものもあり断言できないものの施策目標を修正等したためと思われるので、ほぼ一致している。

- 根拠法令…記載されているものはほぼ一致。
- 実施方法…100%一致。
- 成果目標及び成果実績…すべてが一致ではないが、一部重複など重複箇所が多い。
- 支出科目…記載ないものもあるが、記載されているものは同じ科目あるいは類似科目となっている。
- 支出先…概算要求段階で決算が出ていないため実績がないものについては判断が出来ないが、決算が出て実績がわかるもののうち、特定財団等については一致。
- 事業内容…すべて一致するものはないが、キーワードなどが一致していることが多い。

上記の共通項目から見えてくるものとして、担当部局庁、担当課室まで一致するのは想定される場所であるが、各課室が事務事業を行う上で根拠となる根拠法令は絞られてくることから、予算要求をするにあたって根拠法令が同じ場合は、目的が同じと想定されるため、同一事業あるいは類似事業と考えることが出来る。担当課室が同じであれば、担当する事務事業の範囲も限られてくるので、施策目標が同じになることもあるので、同一あるいは類似事業の可能性は高いと考える。

実施方法については、補助にするか委託するかによって手法が変わる可能性があり必ずしも一致しない。そうであってもその違いは手段の取り方であり業務内容が全く違うとは言いきれず、上記の例は一致したが必ずしも一致するとは限らないと考える。

担当部局庁、担当課室、根拠法令が同一という点から類似ないし同一事業かどうかを判断していこうとすると、成果目標ないし成果実績も同一あるいは類似するのは予想される場所であるので、さらに施策名、成果目標が一致する場合は、廃止された事業の類似あるいは、再要求になっていないか疑った目での検討が必要と考える。

看板掛替事業というあたかも悪い事業という印象になりかねないが、行政を運営していくにあたって一度事業が廃止されても、時代背景が変われば再度必要になることもありうる。そういう場合を除いて予算確保のために廃止になった要因分析をせずに要求しやすい事業ということで概算要求に盛り込むことは避けるべきであるという視点は、この場面においても変わりはない。この件については第4章でふれることとしたい。

上記の検証から、担当部局庁、担当課室、施策名、根拠法令が一致している事業については、看板掛替の可能性が高いと考え、そのうえで事業内容や事業の仕組みに疑念がある場合は、制度の見直しをしなければ廃止事業の名称を変えて継続することにつながりかねないと考える。

なお、ここでは4項目という切り口にしたが、それ以上に成果目標や活動指標等も一致すればさらに同一事業を疑う看板掛替の可能性は高くなると考えるが、ここでは、看板掛替事業を抽出するための一般化を検討しており、項目が多くなりすぎると、1つでも一致しなければ看板掛替ではないという反対の判断基準の整理にもつながってしまうため、この4項目を看板掛替の可能性が高いかどうかの判断基準とすることとしたい。

第3節 共通項目で実際の行政事業レビューを検証

前節で看板掛替事業の判断基準として4項目を提示したが、実際にこの4項目を用いて、平成25年度を当年度とした行政事業レビューを1つ1つ看板掛替と想定される事業を抽出できるのか検証した。

今回の看板掛替を想定される事業の抽出方法については以下の通りである。

- ① 内閣官房行政改革推進本部事務局が公表しているHPに掲載されているエクセルの平成26年度のデータベース全体版の予算額執行額欄において、26年度当初予算、補正予算、27年度当初予算、補正予算の4つをすべて計上していない事業（表示はゼロ、またはバー、空欄のもの）にフィルターをかけてこれを抽出した。
- ② そのうち、事業が24年度で終わっているもの、25年度で終わっているものを抽出。
- ③ 根拠法令がない事業については除外することとした。
- ④ これによって24年度または25年度で終了した事業一覧表を作成した（対象事業は全府省で390事業）。
- ⑤ この24年度または25年度廃止終了事業リストをもとに各府省の行政事業レビューのHPにおいて26年度新規事業、27年度の新規事業を掲載しているレビューシートをクリックして担当部局や根拠法令が一致するか否かを1件1件チェックした。
- ⑥ 24年度廃止終了事業で、25年度新規事業についてはこのデータベースにおいて、根拠法令等をチェックすることができるが、26年度、27年度新規事業については、このデータベースには登録されていないため個別の作業が必要となった。
⇒26年度データベースということは、行例事業レビューは1年実施年度より時期が遅くなるため、この場合は25年度まで実施していた事業が中心に計上されている。

以上の方法によって検出した結果は、あくまでも筆者の主観的な見方であり、実際の事業の必要性の判断については別途議論が必要であるが、この方法によって抽出した看板掛替の可能性がありうる事業について一覧にまとめたので紹介することとしたい。

表19、表20、表21とあわせて21事業について看板掛替の可能性があるととして、共通4項目が一致したものを足掛かりとして行政事業レビューシートの中身を見たいうえで、類似事業あるいは同一の事業内容ではないかと推測されるものである。

この中でいくつかの事業レビューシートについて個別に検証してみることとしたい。

なお、ここで取り上げきれなかった事業については巻末に掲示することとする（補足資料2参照）。

表 19 看板掛替事業の可能性あるもの

府省名	内閣府	総務省	総務省	総務省	総務省	文部科学省	農林水産省	農林水産省
終了事業名 (カッコ書きは予算計上の最終年)	戦略的広報経費(国際) (25補正)	コミュニティにおける資金循環等の実証事業に要する経費(25当初)	超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発(25補正)	テレワーク全国展開プロジェクト(25当初)	放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業(25補正)	国立大学法人の教育研究設備の整備(24補正)	6次産業化推進支援事業(25当初)	森林・林業・木材産業づくり交付金(ハード、ソフト)(24当初)
新規事業名	重要事項に関する戦略的国際広報諸費(26当初)	暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に要する経費(26当初)	巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発(27当初特別枠)	ICTを活用した新たなワークスタイルの実現(27当初特別枠)	放送コンテンツ海外展開強化連携モデル事業(27当初特別枠)	国立大学法人における最先端研究設備等の整備(25補正)	6次産業化サポート事業(26当初特別枠)	森林・林業再生基盤づくり交付金(25当初特別枠)
担当部局庁	大臣官房	自治行政局	情報通信国際戦略局	情報流通行政局	情報流通行政局	高等教育局	食料産業局	林野庁 林政部
担当課室	政府広報室	地域振興室	技術政策課研究推進室	情報流通高度化推進室	情報通信作品振興課	国立大学法人支援課	産業連携課	経営課
会計区分	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計
根拠法令 (具体的な条項も記載)	内閣府設置法第4条第3項第38号	総務省設置法第4条	総務省設置法第4条第75号	総務省設置法第4条第76号	総務省設置法第4条第65号	国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第46条	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)	森林・林業基本法(第4条、第12条、第13条、第19条、第21条、第24条、第25条)

表 20 看板掛替事業の可能性あるもの(続き その2)

府省名	農林水産省	農林水産省	経済産業省	経済産業省	経済産業省	経済産業省	国土交通省	国土交通省
終了事業名 (カッコ書きは予算計上の最終年)	きのこ原木増産体制緊急支援事業(24補正)	地域材供給倍増事業(25当初)	ものづくり中小企業連携支援事業(25当初)	地域中小商業支援事業(25当初)	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業(24当初)	工業用水道施設の緊急更新・耐震化事業(24補正)	道路橋の予防保全の着実な実施に関する経費(25当初)	東南アジア・訪日100万人プラン(25当初)
新規事業名	きのこ等生産資材導入円滑化事業(25当初)	新たな木材需要創出総合プロジェクト(27当初:特別枠)	革新的ものづくり産業創出連携促進事業(27当初:特別枠)	地域商業自立促進事業(26当初:特別枠)	中心市街地活性化事業(中心市街地再興戦略)(25補正)←26当初要求時は特別枠	工業用水道強靱化事業(25補正)	道路構造物の予防保全の着実な実施に係る経費(26当初)	戦略的訪日拡大プランの推進(デジタル・ジャパン事業)(26当初:特別枠)
担当部局庁	林野庁 林政部	林野庁 林政部	中小企業庁、産業技術環境局	中小企業庁 経営支援部	商務流通保安グループ 中小企業庁	地域経済産業グループ	道路局	観光庁
担当課室	経営課特用林産対策室	木材利用課、木材産業課	経営支援部 技術・経営革新課 大学連携推進室	商業課	中心市街地活性化室 商業課	産業施設課	国道・防災課、環境安全課	参事官室
会計区分	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計
根拠法令 (具体的な条項も記載)	森林・林業基本法 第15条(山村地域における定住の促進)、第20条(人材の育成及び確保)、第25条(林産物の利用の促進)	森林・林業基本法(第12条、19条、24条、25条)、バイオマス活用推進基本法(第20条)、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(第7条)	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第6条	中小小売商業振興法第5条、商工会及び商工会議所による小規模事業の支援に関する法律第7条	中心市街地の活性化に関する法律 第14条第3項	工業用水道事業法(昭和33年4月25日法律第84号) 第20条	道路法第13条第1項、道路法第42条 第1項	観光立国推進基本法第17条

表 21 看板掛替事業の可能性あるもの（続き その3）

府省名	国土交通省	環境省	環境省	環境省	環境省
終了事業名 (カッコ書きは予算計上の最終年)	地域宿泊産業再生支援事業(25当初)	バイオ燃料導入加速化事業(25当初)	海底下CCS実施のための海洋調査事業(25当初)	離島の再エネ・減エネ加速化事業(25補正)	持続可能な社会実現のためのトッパダウン型政策形成事業(25当初)
新規事業名	旅館の経営改善・情報発信促進事業(27当初)	バイオ燃料利用体制確立促進事業(26当初)	海底下CCS審査のための海洋環境把握等調査事業(26当初)	離島の低炭素地域づくり推進事業(26当初)	「低炭素・循環・自然共生」を達成する持続可能な社会の実現に向けたライフスタイル検討・実証等事業(26当初)
担当部局	観光庁	地球環境局	水・大気環境局	地球環境局	総合環境政策局
担当課室	観光産業課	地球温暖化対策課	水環境課海洋環境室	地球温暖化対策課	環境計画課
会計区分	一般会計	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)	一般会計
根拠法令 (具体的な条項も記載)	観光立国推進基本法第15条	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ホ、特別会計に関する法律施行令第50条第7項第10号	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ホ、特別会計に関する法律施行令第50条第7項第10号	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ホ、同法施行令第50条第7項第10号及び11号、特別会計に関する法律第85条第3項第1号ハ、同法施行令第50条第8項第7号及び8号	環境基本法第15条

表 22 は総務省の「コミュニティにおける資金循環等の実証事業に要する経費」と「暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に要する経費」の行政事業レビューシートの中のいくつかの項目について抜粋し、類似ないし同一箇所を太字で下線を引いたものである。

また、表 23 は「コミュニティにおける資金循環等の実証事業に要する経費」の同じく行政事業レビューシートの資金の流れを、表 24 は「暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に要する経費」の資金の流れを示したものである。このように共通項目や資金の流れには類似箇所が多いので、同一、ないし、類似事業であると考えることができる。

表 22 「コミュニティにおける資金循環等の実証事業に要する経費」と「暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に要する経費」

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	コミュニティにおける資金循環等の実証事業に要する経費	暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に要する経費
担当部局	<u>自治行政局</u>	<u>自治行政局</u>
担当課室	<u>地域振興室</u>	<u>地域振興室</u>
施策名	<u>地域振興(地域力創造)</u>	<u>地域振興(地域力創造)</u>
根拠法令	<u>総務省設置法第4条</u>	<u>総務省設置法第4条</u>
実施方法	<u>委託・請負</u>	<u>委託・請負</u>
成果目標及び成果実績	<u>調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した実証事業数</u>	<u>調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した実証事業数</u>
活動指標及び活動実績	<u>モデル事業数</u>	<u>モデル事業数</u>
支出科目	—	地域振興対策調査費
支出先	<u>民間会社、地方自治体等</u>	<u>民間会社</u>
事業概要	<p>過疎地域等条件不利地域の専門家、コミュニティビジネスの専門家、地域自主組織の専門家等からなる有識者研究会を設置し、小規模なコミュニティ組織が展開する総合生活支援サービスについて分析を行うとともに、<u>モデル事業を選定し実証研究を行う。</u></p> <p>選定されたモデル事業について、事業費用の支援を行うとともにモデル事業の進捗・成果について研究会で報告・分析を行い、今後の普及啓発のための報告書を取りまとめる。</p>	<p>地域運営組織の多様性を踏まえつつ持続的運営を可能にするための仕組み(資金確保の方法)や地域運営組織における人事育成の仕組み(担い手確保の方法)、多様な活動にふさわしい組織形態のあり方(法人化)などの課題について、地域運営組織の健全かつ持続的な経営を確保する観点から、先進団体の取り組みを<u>モデル事業として調査・研究を行う。</u></p>

表 23 「コミュニティにおける資金循環等の実証事業に要する経費」の資金の流れ

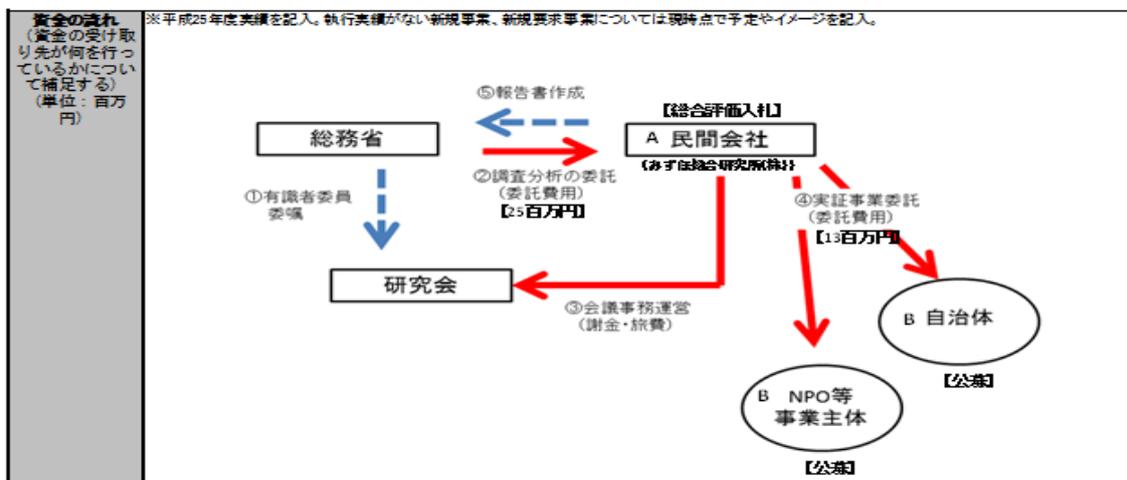
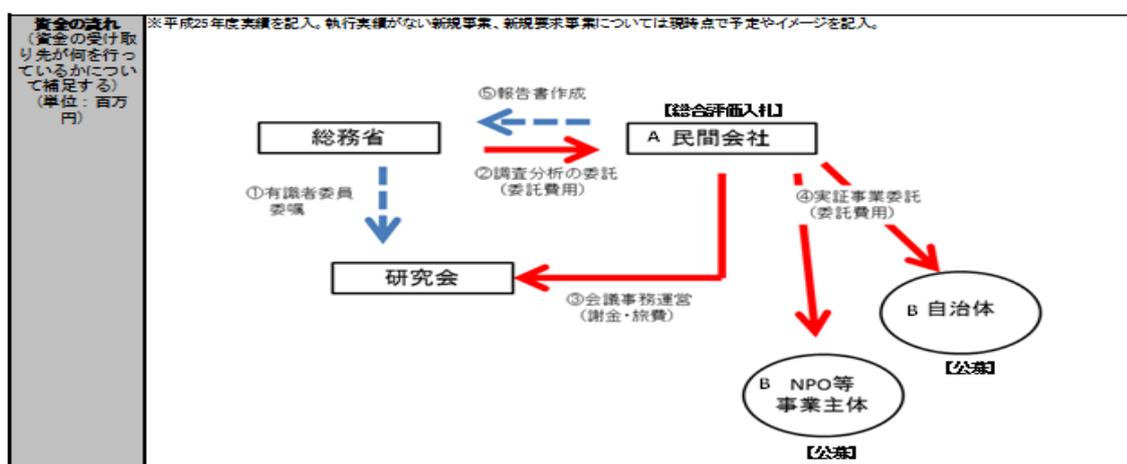


表 24 「暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に要する経費」の資金の流れ



そこで、もう少し行政事業レビューを細かく見ていくと、「平成 26・27 年度予算内訳」の「主な増減理由」に「本調査研究の結果、地域運営組織の多様性を踏まえつつ持続的運営を可能にするための仕組み（資金確保の方法）や地域運営組織における人材育成の仕組み（担い手確保の方法）、多様な活動にふさわしい組織形態のあり方（法人化）などの課題が明らかになった。平成 26 年度は調査の目的を 2 つに分けることでより効果的な成果が期待されるため、「暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業」と「地域における生活支援サービス提供の実証事業」の 2 事業を新規事業として実施することとしている。」と記載されており、「暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に要する経費」を後継事業として認めた上で要求していることが確認できる。

次の事例として、農林水産省の「6次産業化推進支援事業」と「6次産業化サポート事業」について調査することにする。

表 25 「6次産業化推進支援事業」と「6次産業化サポート事業」

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	6次産業化推進支援事業	6次産業化サポート事業
担当部局	<u>食料産業局</u>	<u>食料産業局</u>
担当課室	<u>産業連携課</u>	<u>産業連携課</u>
施策名	<u>農村の振興⑨ 農業・農村における6次産業化の推進</u>	<u>農村の振興⑨ 農業・農村における6次産業化の推進</u>
根拠法令	<u>・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)</u> <u>・中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)</u>	<u>・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)</u> <u>・中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)</u>
実施方法	委託・請負、 <u>補助</u>	<u>補助</u>
成果目標及び成果実績	<u>・6次産業の市場規模</u> ・6次産業化・地産地消認定事業者における農林水産物及び新商品の売上高の平均が5年で5%以上増加 (6次産業化・地産地消認定事業者の申請時からの売上高の増加率を用いる。)	<u>・6次産業の市場規模</u>
活動指標及び活動実績	<u>①新商品、メニュー開発に取り組んだ件数</u> <u>②交流会等の開催回数</u> <u>③商談会・フェアの開催回数</u> 【平成23年度】 6次産業化プランナーの人数 【平成24年度】(委託事業) 農林漁業者等への個別相談件数 【平成25年度】(補助事業) 農林漁業者等への個別相談のうちフォローアップ件数	<u>①個別相談及びフォローアップ件数</u> <u>②情報交換会の開催回数</u>
支出先	<u>民間事業者</u>	<u>民間事業者</u>
事業概要	① 各都道府県の6次産業化サポートセンターにおいて、6次産業化プランナー等による個別相談等の実施により、農林漁業者等の取組を支援。【委託事業】(23・24年度実施) ② 農林漁業者等による新商品開発や販路開拓の取組に対する支援を行うとともに、6次産業化の取組をサポートする <u>人材の育成</u> ・紹介や販路開拓の機会を創出する商談会・フェアの開催、6次産業化の推進に係る調査・研究などの <u>実施を支援</u> 。【補助率:定額、2/3以内、1/2以内】	6次産業化の推進に向け、高度な専門性を有し、全国的な視点で6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応する民間の専門家を選定、登録、派遣するとともに、 <u>必要となる人材の育成研修等を実施する</u> 。 また、地域のモデルとなる6次産業化ネットワーク活動を全国的に展開していくため、情報交換会の開催、優良事例の収集・分析と事例発表会の開催、実践モデルの作成とこれを活用した啓発セミナーの開催等を実施する。 【補助率:定額】

表 25 は両事業の行政事業レビューシートの類似項目などについて整理したものである。この事業についても類似あるいは同一箇所が複数あり、事務事業として同一ないし

類似と考えると想定し行政事業レビューシートを念入りに確認していくと、「6次産業化推進支援事業」の行政事業レビューシートの「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」の欄に「本事業は平成25年度で終了した事業である。「執行額と予算の乖離の改善」、「活動が活性化するような支援方策の見直し」については、本事業の後継事業である6次産業化サポート事業（新26-0014）の26年度予算執行において、早い段階から事業活動が行えるよう早期執行を図ったところであり、これにより改善が図られると考えている。1者応募については、予算成立後すみやかに事業概要や公募要領等の公表資料を、事業の実施候補者になり得ると考えられる複数の事業者・事業者団体に対し広く送付し、事業内容を説明するなどして、事業者の潜在的ニーズを掘り起こし、複数の応募となるよう努める。なお、引き続き、6次産業化ポータルサイトなどにより、優良事例や支援策などについて広く周知していくこととする。」と記載があり、「6次産業化サポート事業」を後継事業として、同様の事業として認めたいうえで事業を進めていくとされている。

このように総務省と農林水産省の事務事業を代表例として紹介したが、「担当部局庁、担当課室、施策名、根拠法令」の一致というフィルターをかけることによって同一ないし類似事業を拾うことが可能であることを裏付けた結果といえるのではないかと考える。

第4節 共通項目のカバー率について

共通4項目に着眼することで看板掛替事業や類似事業等を抽出することができることを検証したが、実際には根拠法令に記載されていない事務事業や根拠法令に基づいてはいないと整理されている事務事業があることも事実である。現に25年度対象事業は4730事業あり、このうち、根拠法令の記載がない事務事業は、1684事業（約35%）を占めている。

これは25年度対象事業のみであるので、26年度開始事業、27年度開始事業を見ればさらに数値は増えるだろう。これらの事業については、上記の4項目統一ということでは抽出できないという限界があることも判明した。

そこで、直接の根拠法令がないのでこの4項目に該当しないとすれば、国の業務については各府省の設置法に基づく業務として各府省設置法を記載させる案を提案することとしたい。これによって、根拠法令がないという事務事業がなくなり、類似事業としても俎上に乗らなかった35%の事務事業も含めた分析が可能になると考える。

第4章 行政事業レビューを活用した看板掛替抑止策の提言

ここまでは共通4項目に着眼することで類似ないし同一事業と疑わしい事務事業が抽出出来ることについて言及してきた。ここからは、この4項目の使用方法和、このような事務事業を抑止することと合わせて、行政ニーズ等により廃止・終了した事業を再度実施する必要がある場合の手続きについて論じることとする。

まず、同一・類似事業の抑止策には、行政事業レビューの新規事業に看板掛替にあたる廃止終了事業との因果関係を説明する資料を作成させることを提言したい。

その資料に必要な項目は以下の4点である。

- ① 廃止終了事業と新規事業を合わせた変更後の全体計画
- ② 廃止終了事業の当初予定していた成果目標、活動指標と事業実施の効果検証とその分析内容
- ③ 今回の新規施策によりどのような効果が得られるのか
- ④ 廃止終了したまま新規施策を実施しない場合の影響

この4項目を記載したものを新規事業のレビューシートに追記させ、廃止終了事業との因果関係を明確にするとともに、その事業を続けることへの説明責任を課すというものである。

一度廃止したものを再度予算要求に載せる場合には、それをまず明らかにするということがこの手続きで可能となり、廃止したものを要求に盛り込むことになった背景の説明と、廃止された事務事業と同じ手段あるいは類似手法でしかその状況を打破できない理由の説明になるのではないかと考える。

このような手続きを整えたうえで、これまで空欄となっていた根拠法令の項目には、各府省設置法に基づく根拠法令を確実に記載させ、全府省の4項目を外部からいつでも見られるようにすることで、類似事業を検索できるような状況におき、一度終わった事務事業を安易に盛り込む姿勢を正すことができるものとする。

現在、行政事業レビューシートは、内閣官房の行政改革推進本部事務局のHPで公表されているが、データベースでは全府省の事務事業が一覧となってエクセルで公表されているのみで検索効果がなかなか生まれないので、この4項目に絞って検索できるようにすることで、看板掛替事業の抽出が出来るようになると思う。

今回は看板掛替事業について焦点を絞って論じてきたところであるが、行政事業レビューは、個々の事業について外部からもわかりやすく資金の流れを見える化させたことが大きな特徴である。しかし、行政事業レビューという「事業」についてPDCAサイクルという視点で考えた場合に1つ1つの事務事業についてよりわかりやすくなったのは上記のとおりであるが、一方で、今回の看板掛替のような類似ないし同一事業のチェックといった他事業もからめた横の関係施策での分析として見た場合のチェックは、確立されていないので今回提言した4項目という切り口による分析は、他の同様な事務事

業との関係性をチェックするための1つのツールになりうるのではないか。今後も、行政事業レビューが、政府サイドから見た場合には、各府省が実施している事務事業の広報業務の一環を担い、国民からの支持を得られる行政を行っていくうえで、より透明性の高い行政運営に資するよう機能向上を図っていくべきではないかと考える。

また、今回は触れていないが、看板掛替が起こる原因の一つとして、国の事務事業は政策評価を実施していくうえでも基本的な考え方として最大5年という区切りがある

(行政機関が行う政策の評価に関する法律 第6条第1項)。この区切りがあることで厳密には施策が終わっていない段階であり本来は事業を続ける必要があると行政側が判断している場合でも、対外的には一旦終わらせるという一つの形づくりを行う慣例的なところから発生している可能性もあり、この分野においては別途研究していくことが必要である。

補足資料 1 各府省の政策評価の反映状況について（本文掲載府省を除く）

（出所：各府省公表の政策評価反映額資料より筆者作成）

内閣官房（23年度の行政事業レビューおよび、各年度の政策評価反映について未公表）

	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位：千円)	次年度 要求額F (単位：千円)	当初予算額 G (単位：千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占 める割合 E/H
23年度		0	0				97,691,265	88,642,553	9,048,712	0.00%
24年度	27	9	36		0.00%		86,608,204	88,999,896	△ 2,391,692	0.00%
25年度	21	5	26		0.00%		104,761,202	85,118,747	19,642,455	0.00%
26年度	18	4	22		0.00%		102,410,770	101,388,589	1,022,181	0.00%
平均	22	6	28	0	0.00%	0	97,867,860	91,037,446	6,830,414	0.00%

内閣府

	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位：千円)	次年度 要求額F (単位：千円)	当初予算額 G (単位：千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占 める割合 E/H
23年度	167	31	198	14	7.07%	△ 251,921	915,141,269	861,802,557	53,338,712	0.47%
24年度	161	52	213	18	8.45%	△ 159,162	1,713,563,976	1,440,657,998	272,905,978	0.06%
25年度	150	28	178	14	7.87%	△ 170,626	971,140,180	926,096,881	45,043,299	0.38%
26年度	145	19	164	10	6.10%	△ 60,292	1,223,913,749	1,094,246,267	129,667,482	0.05%
平均	156	33	188	14	7.44%	△ 160,500	1,205,939,794	1,080,700,926	125,238,868	0.13%

公正取引委員会

	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位：千円)	次年度 要求額F (単位：千円)	当初予算額 G (単位：千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占 める割合 E/H
23年度	11	0	11	0	0.00%	0	8,960,696	8,914,631	46,065	0.00%
24年度	6	0	6	0	0.00%	0	8,659,984	8,742,030	△ 82,046	0.00%
25年度	5	1	6	0	0.00%	0	11,351,887	8,802,272	2,549,615	0.00%
26年度	6	1	7	0	0.00%	0	11,538,732	11,321,382	217,350	0.00%
平均	7	1	8	0	0.00%	0	10,127,825	9,445,079	682,746	0.00%

警察庁

	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位：千円)	次年度 要求額F (単位：千円)	当初予算額 G (単位：千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占 める割合 E/H
23年度	71	15	86	4	4.65%	△ 9,391	272,377,665	245,103,736	27,273,929	0.03%
24年度	75	20	95	6	6.32%	△ 29,044	275,072,049	256,802,945	18,269,104	0.16%
25年度	83	14	97	10	10.31%	△ 37,011	267,087,811	247,962,635	19,125,176	0.19%
26年度	76	10	86	4	4.65%	△ 11,770	342,817,577	322,447,679	20,369,898	0.06%
平均	76	15	91	6	6.59%	△ 21,804	289,338,776	268,079,249	21,259,527	0.10%

消費者庁

	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位：千円)	次年度 要求額F (単位：千円)	当初予算額 G (単位：千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占 める割合 E/H
23年度	54	15	69	4	5.80%	△ 115,609	10,302,377	9,043,240	1,259,137	9.18%
24年度	15	14	29	3	10.34%	△ 79,731	13,444,463	9,338,625	4,105,838	1.94%
25年度	17	6	23	6	26.09%	△ 36,037	10,756,401	9,251,484	1,504,917	2.39%
26年度	17	8	25	8	32.00%	△ 25,363	15,687,471	12,507,249	3,180,222	0.80%
平均	26	11	37	5	14.38%	△ 64,185	12,547,678	10,035,150	2,512,529	2.55%

復興庁(平成24年2月10日設置)

	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位:千円)	次年度 要求額F (単位:千円)	当初予算額 G (単位:千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占 める割合 E/H
23年度		0	0						0	
24年度	155	69	224	0	0.00%	0	4,479,436,656	3,775,375,952	704,060,704	0.00%
25年度	198	96	294	0	0.00%	0	3,637,669,381	4,383,960,844	△ 746,291,463	0.00%
26年度	240	28	268	0	0.00%	0	3,547,987,574	3,646,408,225	△ 98,420,651	0.00%
平均	198	64	262	0	0.00%	0	3,888,364,537	3,935,248,340	△ 46,883,803	0.00%

法務省

	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位:千円)	次年度 要求額F (単位:千円)	当初予算額 G (単位:千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占 める割合 E/H
23年度	71	3	74	2	2.70%	△ 193,059	766,413,658	750,794,759	15,618,899	1.24%
24年度	86	2	88	7	7.95%	△ 288,699	719,694,024	740,875,718	△ 21,181,694	1.36%
25年度	90	2	92	4	4.35%	△ 1,448,820	762,540,398	700,893,604	61,646,794	2.35%
26年度	74	1	75	10	13.33%	△ 1,684,248	747,143,346	698,352,961	48,790,385	3.45%
平均	80	2	82	6	6.99%	△ 903,707	748,947,857	722,729,261	26,218,596	3.45%

財務省

	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位:千円)	次年度 要求額F (単位:千円)	当初予算額 G (単位:千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占 める割合 E/H
23年度	51	5	56	3	5.36%	△ 777,870	254,826,885,746	259,152,864,128	△ 4,325,978,382	0.02%
24年度	59	1	60	3	5.00%	△ 494,140	271,295,442,070	260,262,304,573	11,033,137,497	0.00%
25年度	51	1	52	4	7.69%	△ 227,900	274,018,870,759	254,852,526,928	19,166,343,831	0.00%
26年度	49	0	49	3	6.12%	△ 462,899	278,126,918,811	280,455,862,798	△ 2,328,943,987	0.02%
平均	53	2	54	3	5.99%	△ 490,702	269,567,029,347	263,680,889,607	5,886,139,740	0.01%

文部科学省(エネ特予算(電源開発助定)は、経産省に一括計上)

	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位:千円)	次年度 要求額F (単位:千円)	当初予算額 G (単位:千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占 める割合 E/H
23年度	535	153	688	0	0.00%	0	6,272,042,040	5,542,807,426	729,234,614	0.00%
24年度	467	106	573	22	3.84%	△ 11,667,663	6,539,812,846	5,637,657,667	902,155,179	1.29%
25年度	450	88	538	17	3.16%	△ 2,236,545	6,135,998,592	5,537,350,574	598,648,018	0.37%
26年度	446	106	552	7	1.27%	△ 626,467	6,176,613,409	5,507,713,541	668,899,868	0.09%
平均	475	113	588	12	1.96%	△ 3,632,669	6,281,116,722	5,556,382,302	724,734,420	0.50%

厚生労働省

	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位:千円)	次年度 要求額F (単位:千円)	当初予算額 G (単位:千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占 める割合 E/H
23年度	1005	162	1167	9	0.77%	△ 140,958	117,765,836,191	116,137,566,316	1,628,269,875	0.01%
24年度	1071	106	1177	65	5.52%	△ 111,770,567	116,506,872,695	113,982,005,484	2,524,867,211	4.43%
25年度	963	129	1092	67	6.14%	△ 91,004,810	116,985,174,130	114,498,730,298	2,486,443,832	3.66%
26年度	979	118	1,097	68	6.20%	△ 66,829,502	121,965,328,522	114,415,381,569	7,549,946,953	0.89%
平均	1,005	129	1,133	52	4.61%	△ 67,436,459	118,305,802,885	114,758,420,917	3,547,381,968	1.90%

農林水産省

	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位:千円)	次年度 要求額F (単位:千円)	当初予算額 G (単位:千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占 める割合 E/H
23年度	406	150	556	147	26.44%	△ 97,061,592	6,875,955,814	5,458,437,423	1,417,518,391	6.85%
24年度	458	122	580	119	20.52%	△ 21,958,628	4,964,295,390	3,722,155,574	1,242,139,816	1.77%
25年度	385	98	483	80	16.56%	△ 8,231,254	5,790,848,391	5,227,760,227	563,088,164	1.46%
26年度	346	75	421	60	14.25%	△ 6,191,602	4,713,914,544	4,289,722,843	424,191,701	1.46%
平均	399	111	510	102	19.90%	△ 33,360,769	5,586,253,535	4,674,519,017	911,734,518	3.66%

国土交通省

	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位:千円)	次年度 要求額F (単位:千円)	当初予算額 G (単位:千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占 める割合 E/H
23年度	503	143	646	2	0.31%	45,001	9,722,136,393	8,504,972,114	1,217,164,279	0.00%
24年度	554	130	684	4	0.58%	△ 407,115	6,787,901,595	5,638,811,983	1,149,089,612	0.04%
25年度	497	151	648	0	0.00%	0	10,065,330,740	9,297,221,245	768,109,495	0.00%
26年度	468	141	609	1	0.16%	△ 90,000	8,175,619,147	6,940,752,880	1,234,866,267	0.01%
平均	506	141	647	2	0.27%	△ 113,029	8,687,746,969	7,595,439,556	1,092,307,413	0.01%

防衛省

	当年度 対象事業 A	新規計上 B	全体 (C=A+B)	要求時 見直し 事業数D	事業数に占め る見直し割合 D/C	反映額 E (単位:千円)	次年度 要求額F (単位:千円)	当初予算額 G (単位:千円)	要求-当初 (見直し差額) H=F-G	見直しに占 める割合 E/H
23年度	464	117	581	0	0.00%	0	4,942,637,004	4,775,197,006	167,439,998	0.00%
24年度	436	52	488	1	0.20%	△ 963,265	4,835,452,997	4,827,127,725	8,325,272	11.57%
25年度	492	33	525	0	0.00%	0	4,933,424,407	4,878,356,432	55,067,975	0.00%
26年度	394	39	433	0	0.00%	0	5,101,060,682	4,920,849,613	180,211,069	0.00%
平均	447	60	507	0	0.05%	△ 240,816	4,953,143,773	4,850,382,694	102,761,079	0.23%

補足資料2 看板掛替の可能性がありうる事業（本文掲載事業を除く）

（出所：各府省公表の行政事業レビュー資料より筆者作成）

	廃止終了事業	看板掛替の可能性のある事業
事業名	戦略的広報経費(国際)	重要事項に関する戦略的国際広報諸費
担当部局庁	大臣官房	大臣官房
担当課室	政府広報室	政府広報室
施策名	3 国際広報の強化(政策2-施策②)	3 国際広報の強化(政策2-施策②)
根拠法令	内閣府設置法第4条第3項第38号	内閣府設置法第4条第3項第38号
実施方法	委託・請負	委託・請負
成果目標及び成果実績	海外TVCM 実施回数	平成26年度末までに国際広報に対する海外評価調査を実施予定。
活動指標及び活動実績	海外TVCM等	海外TVCM等
支出科目		
支出先	民間事業者等	民間事業者等
事業概要	<p>国際社会における日本理解の促進と親日感の醸成により、日本企業及び日本市場の持つ強みの発揮と、ビジネス環境の整備・向上を促進し、我が国企業の海外展開や対日投資促進の機会の増大等を通じ、競争力強化を図る。</p> <p>具体的には、①海外主要シンクタンクプロジェクト、②政府広報アプリ等による統一的な国際広報の強化、③ITを通じた国際発信力強化のための調査研究、④民間の力を活用した内外一体の情報発信、⑤海外テレビ、SNS活用等による国際広報の強化等の事業を想定。</p>	<p>上記の目的を達成するため以下の事業を実施</p> <p>①国内外のシンクタンクや内外の有識者等との連携 ②日本の魅力を発信し対日理解を促進する文庫の整備 ③領土関係情報発信資料の作成及び広報等 ④総理外遊等の機会を活用した海外特定イベントの際の日本PR ⑤海外テレビ、SNS活用等による国際広報の強化</p>

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発	巨大データ流通を支える次世代光ネットワーク技術の研究開発
担当部局	<u>情報通信国際戦略局</u>	<u>情報通信国際戦略局</u>
担当課室	<u>技術政策課研究推進室</u>	<u>技術政策課研究推進室</u>
施策名	<u>V-1 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</u>	<u>V-1 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</u>
根拠法令	<u>総務省設置法第4条第75項</u>	<u>総務省設置法第4条第75項</u>
実施方法	<u>委託・請負</u>	<u>委託・請負</u>
成果目標及び成果実績	<u>特許出願数、標準化提案数、論文掲載数、研究発表数</u>	<u>特許出願数、標準化提案数、論文掲載数、研究発表数</u>
活動指標及び活動実績	<u>技術課題数、研究者数</u>	<u>技術課題数、研究者数</u>
支出科目		
支出先	<u>民間事業者</u>	<u>民間事業者</u>
事業概要	<p>ICT利活用の増進に伴いインターネットの通信量は急激な増大を続けており、通信ネットワークの更なる高速化が必要となっている。しかし、これまでの通信ネットワークを単純に高速化した場合、その消費電力の増加は著しいものとなる。このため、大量の情報を高速かつ低消費電力で伝送できる通信機器や通信方式の研究開発を実施する。本研究開発では、<u>伝送方式の効率化により、通信ネットワーク全体において現在の10倍(毎秒400ギガビット級)の超高速大容量化を実現すると同時に、3割(約78億kWh)以上の低消費電力化を実現すべく、その基本技術を確認する。</u></p>	<p>超高精細映像やビッグデータ等の流通によって急速に増大する通信トラフィックに対応するため、情報通信インフラである光ネットワークの更なる高速大容量化が必要となっている。しかし、既存の通信機器をそのまま適用して高速化した場合、伝送する情報量の増加に比例して通信機器の消費電力も大幅に増加することになり、光ネットワークの持続的な維持・発展が困難になる。そのため、<u>光ネットワークの高速大容量化・低消費電力化を両立する革新的技術の確認を目指す。</u>本研究開発では、現在普及しつつある毎秒100ギガビット級の伝送技術よりもさらに低消費電力化を実現しつつ10倍に高速大容量化する毎秒1テラビット級の光伝送技術等を確認する。</p>

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	テレワーク全国展開プロジェクト	ICTを活用した新たなワークスタイルの実現
担当部局	<u>情報流通行政局</u>	<u>情報流通行政局</u>
担当課室	<u>情報流通高度化推進室</u>	<u>情報流通高度化推進室</u>
施策名	<u>V-2 情報通信技術高度利活用の推進</u>	<u>V-2 情報通信技術高度利活用の推進</u>
根拠法令	<u>総務省設置法第4条第76号</u>	<u>総務省設置法第4条第76号</u>
実施方法	<u>委託・請負</u>	<u>委託・請負</u>
成果目標及び成果実績	在宅テレワーカー(※)の人口 ※狭義テレワーカー(職場以外で週8時間以上のテレワークを行う人)のうち、自宅(自宅兼事務所を除く)でICTを利用できる環境において仕事を少しでも行っている(週1分以上)人。	全労働者数に占める週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数の割合
活動指標及び活動実績	<u>実施するプロジェクトの件数</u>	<u>実施するプロジェクトの件数</u>
支出科目		
支出先	民間事業者	民間事業者等
事業概要	ICTを活用した柔軟な働き方の実現、業務継続性等の観点からテレワークに対するニーズは高まっている一方、テレワーク導入に係るメリットへの認識不足、情報セキュリティに対する懸念、 <u>テレワークシステムに関するノウハウ不足といった導入に関する課題に対応するため、以下の施策を実施。</u> ①テレワークの導入・運営に係る専門家派遣(テレワーク導入コンサルティング)の実施 ②テレワーク導入事例の策定 ③テレワーク導入メリット、テレワーク導入事例等に関する周知普及	安倍政権下の成長戦略において「女性の活躍推進」は大きな柱の一つとされ、テレワークがその具体的施策として挙げられていることを踏まえ、全国の民間企業に対して、先進的なワークスタイルのシステム(バーチャルオフィス等)確立等に向けた実証や、女性のライフステージ(出産、育児)等に応じた柔軟な働き方の確立に向けた実証を行う。あわせて、有識者を活用した人的サポート体制の拡充、セミナー開催等、ソフト面を含む <u>テレワーク環境の整備を進めることでテレワークの普及促進を図り</u> 、企業における生産性の向上、就業者におけるワークライフバランスの確立などを実現する。

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	放送コンテンツ海外展開強化促進モデル事業	放送コンテンツ海外展開強化連携モデル事業
担当部局	<u>情報流通行政局</u>	<u>情報流通行政局</u>
担当課室	<u>情報通信作品振興課</u>	<u>情報通信作品振興課</u>
施策名	<u>V-2 情報通信技術高度利活用の推進</u>	<u>V-2 情報通信技術高度利活用の推進</u>
根拠法令	<u>総務省設置法第4条第65号</u>	<u>総務省設置法第4条第65号</u>
実施方法	<u>委託・請負</u>	<u>委託・請負</u>
成果目標及び成果実績	<u>放送コンテンツ関連海外市場売上高</u> <u>※2018年度までに、2010年度(66.3億円)の</u> <u>約3倍に増加させることを目指す。</u>	<u>放送コンテンツ関連海外市場売上高</u> <u>※2018年度までに、2010年度(66.3億円)の</u> <u>約3倍に増加させることを目指す。</u>
活動指標及び活動実績	<u>発信された放送コンテンツの量(時間数)</u>	<u>発信された放送コンテンツの量(時間数)</u>
支出科目		
支出先	<u>民間事業者</u>	<u>民間事業者</u>
事業概要	クールジャパン推進に向けた放送コンテンツ海外展開の促進のため、日本の放送局や番組制作会社等が、異業種を含む周辺産業との連携等による新たなビジネスモデルの構築、地域の活性化などを目的とした放送コンテンツを製作し、 <u>継続的に発信するためのモデル事業を実施。</u>	国内外の関係機関とも幅広く連携しながら、「訪日外国人観光客の増加」(いわゆる「ビジットジャパン」)や「日本の最先端の音楽・ファッション等の発信」(いわゆる「クールジャパン」)、「地域の活性化」、「日本食・食文化の魅力発信」等を目的とした放送コンテンツを製作し、 <u>海外に継続的に発信するモデル事業を実施する。</u>

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	国立大学法人の教育研究設備の整備	国立大学法人における最先端研究設備等の整備
担当部局	高等教育局	高等教育局
担当課室	国立大学法人支援課	国立大学法人支援課
施策名	個性が輝く高等教育の振興 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上 4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備 8-1 学術研究の振興	個性が輝く高等教育の振興 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上 4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備 8-1 学術研究の振興
根拠法令	国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第46条	国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第46条
実施方法	補助	補助
成果目標及び成果実績	人材の育成機能や研究環境整備の強化に積極的に取り組む国立大学等に対する教育研究診療設備の整備完了件数	国立大学の持つ競争力を強化し、イノベーション創出を実現するため、新たな学問領域の創成や、国際的な共同研究の推進に取り組む国立大学等に対する最先端研究設備等の整備件数
活動指標及び活動実績	人材の育成機能や研究環境整備の強化に積極的に取り組む国立大学等に対する教育研究診療設備の整備完了件数	国立大学の持つ競争力を強化し、イノベーション創出を実現するため、新たな学問領域の創成や、国際的な共同研究の推進に取り組む国立大学等に対する最先端研究設備等の整備件数
支出科目	国立大学法人設備整備費補助金、国立大学法人施設整備費補助金	国立大学法人設備整備費補助金
支出先	国立大学法人等	国立大学法人等
事業概要	上記目的を達成するため、次の事業を実施する。【補助率:定額補助】 1. 国立大学等の教育研究診療基盤を強化するため、国立大学等における基盤的な教育研究診療設備を整備 2. 基礎研究から実用化までのイノベーション創出のための環境整備を強化するため、それを支える国立大学・大学共同利用機関の最先端研究基盤施設・設備の整備 3. 地域発のイノベーション創出を強力に推進するため、地域の企業等も活用できる国立大学・大学共同利用機関の研究設備を整備	上記目的を達成するため、国立大学における先端研究基盤の強化を図るための設備の整備を実施する。【補助率:定額補助】

	廃止終了事業	看板掛替の可能性のある事業
事業名	森林・林業・木材産業づくり交付金(ハード、ソフト)	森林・林業再生基盤づくり交付金
担当部局庁	<u>林野庁 林政部</u>	<u>林野庁 林政部</u>
担当課室	<u>経営課</u>	<u>経営課</u>
施策名	<u>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</u> <u>②森林の有する多面的機能の発揮、③林業の持続的かつ健全な発展、④林産物の供給及び利用の確保</u>	<u>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</u> <u>②森林の有する多面的機能の発揮、③林業の持続的かつ健全な発展、④林産物の供給及び利用の確保</u>
根拠法令	<u>森林・林業基本法(第4条、第12条、第13条、第19条、第21条、第24条、第25条)</u>	<u>森林・林業基本法(第4条、第12条、第13条、第19条、第21条、第24条、第25条)</u>
実施方法	<u>交付</u>	<u>交付</u>
成果目標及び成果実績	①国産材の供給・利用量 ②木質バイオマス利用量	高性能林業機械を使用した素材生産量の割合 ※成果実績及び目標値は前年度の値を記入している。 公共建築物の木造率 ※成果実績及び目標値は前年度の値を記入している。
活動指標及び活動実績	①林業機械の導入②木造公共施設整備 ③特用林産物活用施設等整備④木材加工流通施設整備⑤木質バイオマス供給施設等整備	①高性能林業機械等の導入②森づくり活動基盤の整備③特用林産物活用施設等の整備 ④木材加工流通施設等の整備⑤木造公共建築物等の整備⑥木質バイオマス利用促進施設の整備
支出科目	<u>森林整備・林業等振興整備交付金、森林整備・林業等振興推進交付金</u>	<u>森林整備・林業等振興整備交付金、森林整備・林業等振興推進交付金</u>
支出先	<u>地方公共団体等</u>	<u>地方公共団体等</u>
事業概要	上記の事業目的を達成するために必要な、林業専用道の整備、林業の生産性の向上を図るための高性能林業機械等の導入、木材処理加工施設や公共建築物等の木造化等のほか、森林病虫害等被害、林野火災防止、林業労働災害撲滅、山地防災体制の強化等に必要経費について、都道府県等に対する一体的な支援を行う(定額(1/2、1/3等))。	都道府県等が策定する事業計画における目標指標等を踏まえ国から配分する交付金を財源に、都道府県等の裁量によって実施される以下の事業の支援。 1. 森林の整備・保全の推進を図るための高性能林業機械、森林づくり活動基盤等の整備及び山地防災情報の周知、森林資源の保護の推進 2. 林業の持続的かつ健全な発展を図るための高性能林業機械、特用林産振興施設等の整備及び林業担い手等の育成確保の推進 3. 木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るための木材加工流通施設、木造公共建築物、木質バイオマス利用促進施設の整備 (定額(1/2、1/3等))

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	きのこ原木増産体制緊急支援事業	きのこ等生産資材導入円滑化事業
担当部局	<u>林野庁 林政部</u>	<u>林野庁 林政部</u>
担当課室	<u>経営課特用林産対策室</u>	<u>経営課特用林産対策室</u>
施策名	<u>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</u> <u>③林業の持続的かつ健全な発展</u>	<u>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</u> <u>③林業の持続的かつ健全な発展</u>
根拠法令	<u>森林・林業基本法 第15条(山村地域における定住の促進)、第20条(人材の育成及び確保)、第25条(林産物の利用の促進)</u>	<u>森林・林業基本法 第15条(山村地域における定住の促進)、第20条(人材の育成及び確保)、第25条(林産物の利用の促進)</u>
実施方法	補助	補助
成果目標及び成果実績	①きのこ原木不足の解消 (供給希望量に対する供給可能量の割合) <u>②施業集約化等の推進</u>	①国産きのこ類の生産量 <u>②施業集約化等の推進</u> ③原木しいたけ生産者数の維持(※) ※原木しいたけ生産者数は補助実施地域の生産者数の合計であり、平成24年数値の維持を目標。
活動指標及び活動実績	①作業道等整備延長②選別等材積	生産資材導入の差額支援を行った数量
支出科目		
支出先	<u>地方公共団体等</u>	<u>地方公共団体等</u>
事業概要	きのこ原木の伐採・搬出・運搬等に必要作業道の整備、伐採した木材をきのこ原木に造材する場合にかかる選別等の経費を支援。 補助率:定額	新たにきのこ等の生産に係る資材を導入する場合において、震災前と震災後の導入費の差額を支援。 補助率:1/2

	廃止終了事業	看板掛替の可能性のある事業
事業名	地域材供給倍増事業	新たな木材需要創出総合プロジェクト
担当部局庁	<u>林野庁 林政部</u>	<u>林野庁 林政部</u> 、森林整備部
担当課室	<u>木材利用課、木材産業課</u>	<u>木材利用課、木材産業課</u> 、計画課、森林利用課、研究指導課
施策名	<u>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</u> <u>④林産物の供給及び利用の確保</u>	<u>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</u> <u>④林産物の供給及び利用の確保</u>
根拠法令	<u>森林・林業基本法(第12条、19条、24条、25条)</u> <u>バイオマス活用推進基本法(第20条)</u> <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(第7条)</u>	<u>森林・林業基本法(第12条、19条、24条、25条)</u> <u>バイオマス活用推進基本法(第20条)</u> <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(第7条)</u>
実施方法	補助	委託・請負、補助
成果目標及び成果実績	<u>(1)国産材の供給・利用量</u> <u>(2)公共建築物の木造率</u> <u>(3)木質バイオマス利用量</u> <u>(4)国内で合法性証明に取り組む林業・木材事業体数</u> (H24年度に目標数を上方修正)	<u>(1)国産材の供給・利用量</u> <u>(2)木質バイオマス利用量</u> <u>(3)公共建築物の木造率</u> <u>(4)国内で合法性証明に取り組む林業・木材事業体数</u>
活動指標及び活動実績	① 地域木材産業等連携支援による取組件数 ② 木造公共建築物の整備に係る技術支援の件数 ③ 木造公共建築物等の整備に係る融資の件数	①CLT等新たな製品・技術の開発・普及の取組件数 ②木づかい協力業者グループによる地域材利用拡大に向けた取組の件数 ③地域材の安定的・効率的な供給体制の構築への取組件数 ④森林認証材供給体制の構築への取組件数
支出先	<u>民間団体等</u>	<u>民間団体等</u>
事業概要	<p>・中小製材工場等が地域材の利用を拡大するために必要な、集成材工場向けのラミナ(※)挽き等の水平連携構想作成や工務店と連携した部材の共通化、木製ガードレールなど土木資材の普及等に対する支援。</p> <p>・木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援や整備資金等の借入に係る利子助成、地域材を利用した住宅部材や中高層建築物に使用する部材等の試作品の試験による成果の仕様作成を支援。</p> <p>・<u>地域材の差別化・信頼性向上のため</u>、合法木材の普及・促進や、環境貢献度の客観的な評価・表示等に係る仕組みの実証。</p> <p>【補助率:定額】 (※)ラミナとは、集成材を構成する厚さ数cmの挽き板のこと。</p>	<p>1 CLT(直交集成板)等新たな製品・技術の開発・普及促進【補助(定額、1/2)、委託】 CLTに関する建築基準の整備等の促進、中高層建築物等に係る技術開発等の推進、木材を利用した建築物の建設に携わる担い手の育成等の促進</p> <p>2 <u>地域材利用促進</u>【補助(定額、1/2)】 公共建築物等の木造化等の促進、新規分野における木材利用の促進、木づかい協力業者による木材利用の促進、木づかい・森林づくり活動の全国的な展開、木質バイオマスの利用拡大、海外での地域材利用、合法木材の普及促進</p> <p>3 地域材の安定的・効率的な供給体制の構築【補助(定額)】 安定供給体制構築への支援</p> <p>4 森林認証・認証材普及促進対策【補助(定額)、委託】 森林認証材の供給体制の構築、森林認証・認証材の普及促進</p>

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	ものづくり中小企業連携支援事業	革新的ものづくり産業創出連携促進事業
担当部局	中小企業庁産業技術環境局	中小企業庁産業技術環境局
担当課室	経営支援部 技術・経営革新課大学連携推進室	経営支援部 技術・経営革新課大学連携推進室
施策名	4. 中小・地域 4-1 経営革新・創業促進	4. 中小・地域 4-1 経営革新・創業促進
根拠法令	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第6条	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第6条
実施方法	委託・請負、補助	委託・請負、補助
成果目標及び成果実績	<p>目標:個々のプロジェクトに関する最終年の達成度の平均値が50%を超えること。 指標:最終年のプロジェクト達成度(戦略的基盤技術高度化支援事業)</p> <p>目標:プロジェクト終了後5年以内に事業化を達成するプロジェクトが半数を超えること。 指標:終了プロジェクトの事業化達成割合(戦略的基盤技術高度化支援事業)</p> <p>目標:プロジェクト終了後5年時点の事業化達成割合50%以上を維持しつつ、総売上累計額が総予算投入額150%以上を超えること。 指標:プロジェクト終了後5年時点の総売上累計額/総予算投入額(戦略的基盤技術高度化支援事業)</p> <p>目標:プロジェクト終了後8年時点での成果波及効果が総予算投入額の5倍以上を超えること。 指標:プロジェクト終了後8年時点の成果波及効果/総予算投入額(戦略的基盤技術高度化支援事業)</p> <p>事業終了後5年以内に、国内外の展示会等において海外企業・バイヤー等と商談成約に至った件数/採択件数 (グローバル技術連携支援事業)</p> <p>事業終了後2年時点の事業化率 (地域中小企業イノベーション創出補助事業)</p>	<p>目標:個々のプロジェクトに関する最終年の達成度の平均値が50%を超えること。 指標:最終年のプロジェクト達成度(戦略的基盤技術高度化支援事業、連携実証・域外販路構築支援事業)</p> <p>目標:プロジェクト終了後5年以内に事業化を達成するプロジェクトが半数を超えること。 指標:終了プロジェクトの事業化達成割合(戦略的基盤技術高度化支援事業、連携実証・域外販路構築支援事業)</p> <p>目標:プロジェクト終了後5年時点の事業化達成割合50%以上を維持しつつ、総売上累計額が総予算投入額150%以上を超えること。 指標:プロジェクト終了後5年時点の総売上累計額/総予算投入額(戦略的基盤技術高度化支援事業、連携実証・域外販路構築支援事業)</p> <p>目標:プロジェクト終了後8年時点での成果波及効果が総予算投入額の5倍以上を超えること。 指標:プロジェクト終了後8年時点の成果波及効果/総予算投入額(戦略的基盤技術高度化支援事業、連携実証・域外販路構築支援事業)</p> <p>目標:プロジェクト採択案件の半数が特定ものづくり高度化法にもとづく法認定を取得すること 指標:中小ものづくり高度化法の法認定計画数(研究開発計画策定支援事業)</p> <p>マッチング成約数(シーズ発掘)</p> <p>事業終了後2年時点の事業化率(シーズ活用研究開発)</p>

活動指標及び活動実績	<p>契約件数 (戦略的基盤技術高度化支援事業) (グローバル技術連携支援事業)</p> <p>採択件数 (地域中小企業イノベーション創出補助事業)</p>	<p>実施件数 (戦略的基盤技術高度化支援事業) (連携実証・域外販路構築支援事業) (研究開発計画策定支援事業)</p> <p>事業実施件数(シーズ発掘)</p> <p>実施件数(シーズ活用研究開発)</p>
支出先	民間事業者	民間事業者
事業概要	<p>特定ものづくり基盤技術(鑄造、鍛造、切削加工、めっき等)の高度化に資する研究開発、技術流出防止や模倣品対策を目指す試作開発・販路開拓、優れた技術の事業化に向けて行う実証等について、中小企業・小規模事業者、地域の大学等、研究開発機関等が連携して行う取組を支援する。</p> <p>○戦略的基盤技術高度化支援事業(研究開発)</p> <p>・「中小ものづくり高度化法」の計画認定を受けた共同体:委託上限額 初年度4千5百万円以内</p> <p>○グローバル技術連携支援事業(模倣品対策、試作開発・販路開拓等)</p> <p>・中小企業、小規模事業者等を含む共同体:補助上限額 単年度2千万円(補助率2/3)</p> <p>○地域中小企業イノベーション創出補助事業(実証研究等)</p> <p>・中小企業、小規模事業者と大学等との産学連携体:単年度3千万円(補助率2/3)</p>	<p>○研究開発・試作品開発</p> <p>①プロジェクト委託型</p> <p>・委託上限額:1プロジェクトにつき、初年度1億円×3年間</p> <p>②一般型</p> <p>・補助上限額:初年度4,500万円(補助率:定額・2/3)</p> <p>・2年目は初年度の2/3、3年目は1/2を上限として補助</p> <p>(1)大学、公設試等による設備投資及び研究・開発に要する経費を支援(うち1,500万円を上限、補助率:定額)</p> <p>(2)中小企業・小規模事業者が行う研究・開発等を支援(補助率:2/3)</p> <p>○連携実証・域外販路構築支援</p> <p>・補助上限額:1,000万円(補助率:2/3)</p> <p>①地域の中核企業等との連携によるサプライチェーンや地域外への販路構築に要する経費を支援</p> <p>②安全基準やブランド構築に当たって不足している技術リソースの洗い出し、効率的なサプライチェーン構築のための技術標準の策定など、商品化・事業化に求められる研究開発計画の策定や研究開発体制の構築等に要する経費を支援</p> <p>○シーズ活用研究開発</p> <p>①シーズ発掘調査 補助上限額:1,000万円(補助率:定額)</p> <p>②シーズ活用研究開発 補助上限額:2,000万円(補助率:2/3)</p> <p>・中小企業・小規模事業者と大学等とのライセンスを加速するため、新事業につながる技術開発を支援(最大2年間)。</p>

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	地域中小商業支援事業	地域商業自立促進事業
担当部局庁	中小企業庁 経営支援部	中小企業庁
担当課室	商業課	商業課
施策名	4. 中小・地域 4-1 経営革新・創業促進	4. 中小・地域 4-1 経営革新・創業促進
根拠法令	中小小売商業振興法第5条 商工会及び商工会議所による小規模事業の 支援に関する法律第7条	中小小売商業振興法第5条 商工会及び商工会議所による小規模事業の 支援に関する法律第7条
実施方法	補助	補助
成果目標及 び成果実績	(1)中小商業活力向上事業 ①中小商業活力向上支援事業 ②中小商業活力向上施設整備事業 来街者数の増加及び売上の改善がみられた 商店街等の割合 (2)地域商業再生事業 来街者数の増加及び売上の改善がみられた 商店街等の割合 <u>(3)全国商店街振興組合連合会補助事業 全振連が行う講習会・研修事業への参加者 の満足度</u>	(1)地域商業自立促進事業 歩行者通行量及び売上高の目標が達成され た商店街の割合 <u>(2)全国商店街振興組合連合会補助事業 全振連が行う講習会・研修事業への参加者 の満足度</u>
活動指標及 び活動実績	(1)中小商業活力向上事業 ①中小商業活力向上支援事業 ②中小商業活力向上施設整備事業 当該年度の本補助金採択件数に対する地域 商店街活性化法認定案件の補助金採択件数 の割合 (2)地域商業再生事業 採択件数 <u>(3)全国商店街振興組合連合会補助事業 全振連が行う講習会・研修事業への参加者 の参加人数</u>	(1)地域商業自立促進事業 採択件数 <u>(2)全国商店街振興組合連合会補助事業 全振連が行う講習会・研修事業への参加者 の参加人数</u>
支出科目		地域商業自立促進事業、全国商店街振興組 合連合会補助金
支出先	民間団体	民間団体

<p>事業概要</p>	<p>等に向けた取組を行う場合に、補助率2/3・1/2・1/3(地域商店街活性化法の認定を受けた事業については、補助率最大2/3)の補助金を交付する。</p> <p>②中小商業活力向上施設整備事業 商店街振興組合、商工会及び商工会議所等が、アーケードの整備やカラー舗装の整備、商業インキュベーション施設の設置など、社会課題を踏まえつつ商店街の集客力向上や売上高の増加等に向けた施設整備を行う場合に、補助率2/3・1/2・1/3(地域商店街活性化法の認定を受けた事業については補助率最大2/3)の補助金を交付する。</p> <p>(2)地域商業再生事業 商店街組織とまちづくり会社や特定非営利活動法人等の民間企業等とが一体となり、地域の人口規模、行動範囲、商業量、地域住民が商店街等に求める地域コミュニティ機能などを精査し、まちづくり計画と整合的に取り組まれるコミュニティ機能再生・向上のための地域状況の調査、当該調査に基づき行う施設整備等事業及び再生支援事業に加えて、商店街等において財務状況の改善の効果のある事業であって、当該商店街等を取り巻く外部環境の変化を踏まえて取り組まれる、地域のコミュニティ機能の継続的かつ自律的な維持・強化が図られる構造改革に資する事業等に対して、補助率2/3の補助金を交付する</p> <p><u>(3)全国商店街振興組合連合会補助事業</u> <u>全国商店街振興組合連合会(以下「全振連」)が実施する商店街の近代化や各種研究会の実施とその成果の普及啓発、都道府県商店街振興組合連合会(以下「県振連」)の役員等</u><u>の研修事業等を実施。(補助率6/10)</u></p>	<p>(1)地域商業自立促進事業 商店街等とまちづくり会社、NPO法人等との連携体等が行う、①地域経済循環の促進に資する地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組や、②地域経済を循環させる基盤となる地域コミュニティの形成に向けた取組及び、③商店街の商機能に着目した供給力を強化する取組等に対し、支援を行う。(補助率…①、②:2/3、③(①、②と併せて実施):2/3、③のみ(法認定※有り):2/3、③のみ(法認定※無し):1/2) ※商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律</p> <p><u>(2)全国商店街振興組合連合会補助事業</u> <u>全国商店街振興組合連合会(以下「全振連」)が実施する商店街の近代化や各種研究会の実施とその成果の普及啓発、都道府県商店街振興組合連合会(以下「県振連」)の役員等</u><u>の研修事業等を実施。(補助率6/10)</u></p>
-------------	--	--

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	中心市街地活性化事業(中心市街地再興戦略)
担当部局庁	<u>商務流通保安グループ</u> <u>中小企業庁</u>	<u>商務流通保安グループ</u> <u>中小企業庁</u>
担当課室	<u>中心市街地活性化室</u> <u>商業課</u>	<u>中心市街地活性化室</u> <u>商業課</u>
施策名	<u>4. 中小・地域</u> <u>4-1 経営革新・創業促進</u>	<u>4. 中小・地域</u> <u>4-1 経営革新・創業促進</u>
根拠法令	<u>中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項</u>	<u>中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項</u>
実施方法	補助	補助
成果目標及び成果実績	交付事業(ハード)ごとに設定する全指標のうち、事業完了後初年度数値を超えた指標の割合(毎年度ごとに目標値超えを目指す) 交付事業(ハード)ごとに設定する全指標のうち、「歩行者通行量」を設定している事業の事業完了後初年度との増減率平均(毎年度ごとに目標値超えを目指す)	事業毎に効果目標として設定している「歩行者通行量」の事業完了後初年度との増加率平均(毎年度ごとに目標値超えを目指す)
活動指標及び活動実績	補助金交付件数	補助金交付件数(27年度まで)
支出科目		
支出先	民間事業者等	民間事業者等
事業概要	市町村がその地域の事業者や住民のニーズを汲み取り、中心市街地活性化基本計画(以下、「基本計画」という。)を作成。内閣総理大臣が中心市街地の活性化に関する法律に基づき当該基本計画を認定。認定を受けた基本計画に基づき、民間事業者、商工会議所、商店街振興組合等が商業活性化事業を実施する。当該商業活性化事業を行う民間事業者等に対して、1/2又は2/3の補助金を交付する。	地域経済を牽引する市町村の中心市街地について、事業を絞って重点的に支援を実施する。具体的には地元住民や自治体等による強いコミットを前提に、実効性のある計画を立てることができる事業者に対し、近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備を支援する。また、商業等の機能を整備するための事前調査に対する支援を行う。併せて、重点的な支援以外にも、中心市街地に対する支援策については、少子高齢化に対応した持続可能なまちづくりを推進するため拡充する。(定額、2/3の補助)

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	工業用水道施設の緊急更新・耐震化事業	工業用水道強靱化事業
担当部局庁	<u>地域経済産業グループ</u>	<u>地域経済産業グループ</u>
担当課室	<u>産業施設課</u>	<u>産業施設課</u>
施策名	<u>4 中小・地域</u> <u>4-4 地域産業</u>	<u>4 中小・地域</u> <u>4-4 地域産業</u>
根拠法令	<u>工業用水道事業法(昭和33年4月25日法律第84号)第20条</u>	<u>工業用水道事業法(昭和33年4月25日法律第84号)第20条</u>
実施方法	<u>補助</u>	<u>補助</u>
成果目標及び成果実績	工業用水の安定供給が確保される企業数	「工業用水道施設の更新・耐震・アセットマネジメント指針」を活用した更新計画策定率
活動指標及び活動実績	<u>交付件数</u> <u>※本事業は、予算要求時に行う地方自治体への要望調査に基づき支援対象を決定している。</u>	<u>交付件数</u> <u>※本事業は、予算要求時に行う地方自治体への要望調査に基づき支援対象を決定している。</u>
支出科目		
支出先	<u>地方公共団体</u>	<u>地方公共団体</u>
事業概要	<u>大規模災害時においても、工業用水の安定的な供給を確保するため、地方公共団体等が行なう工業用水道施設の緊急更新・耐震化事業について、国が事業費の一部を補助する。</u>	<u>大規模災害時においても、工業用水の安定的な供給を確保するため、地方公共団体等が行なう工業用水道施設の強靱化事業について、国が事業費の一部を補助する。</u>

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	道路橋の予防保全の着実な実施に関する経費	道路構造物の予防保全の着実な実施に係る経費
担当部局	<u>道路局</u>	<u>道路局</u>
担当課室	<u>国道・防災課、環境安全課</u>	<u>国道・防災課、環境安全課</u>
施策名	<u>5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</u> <u>15 道路交通の安全性を確保・向上する</u>	<u>5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</u> <u>15. 道路交通の安全性を確保・向上する。</u>
根拠法令	<u>道路法第13条第1項、道路法第42条第1項</u>	<u>道路法第13条第1項、道路法第42条第1項</u>
実施方法	<u>直接実施、委託・請負</u>	<u>直接実施、委託・請負</u>
成果目標及び成果実績	道路橋の予防保全の着実な実施に向けた検討 (本事業は、道路橋の予防保全の着実な実施に向けた検討を行う事を目的としており、定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない。)	道路構造物の予防保全の着実な実施に向け、点検の信頼性の向上、メンテナンスサイクル等の導入等の検討(本事業は、道路構造物の予防保全の着実な実施に向けた検討を行うことを目的としており、定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない)
活動指標及び活動実績	道路構造物の <u>予防保全に資する道路橋データの分析等</u> (本事業では、道路構造物の予防保全に資する道路橋データの分析等を行うものであり、活動指標を定めて実施するという性質のものではない。)	道路構造物の <u>予防保全に資する人材育成、道路構造物データの分析等</u> (本事業では、道路構造物の予防保全に資する人材育成、道路構造物データの分析等を行うものであり、活動指標を定めて実施するという性質のものではない)
支出科目		
支出先	<u>民間事業者等</u>	<u>民間事業者等</u>
事業概要	<u>道路橋の予防保全の着実な実施に向け</u> <u>・適切な判断の出来る道路管理者、適切な橋梁点検ができる橋梁点検技術者の確保</u> 等 ・橋梁の点検・補修履歴等を蓄積・活用するための全国統一の道路橋データベースの構築等 ・橋梁の健全性確保の方策や管理のあり方の検討 等 を実施。	<u>道路構造物の予防保全の着実な実施に向け</u> <u>・適切な判断の出来る道路管理者、適切な点検ができる点検技術者の確保</u> 等 ・道路構造物のメンテナンスサイクル構築・運用支援や、データベースにより蓄積されたデータの分析・活用検討 等 を実施。

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	東南アジア・訪日100万人プラン	戦略的訪日拡大プランの推進(ビジット・ジャパン事業)
担当部局庁	観光庁	観光庁
担当課室	参事官室	参事官室
施策名	<u>6 国際競争力、観光交流、広域・地域間の連携等の確保・強化</u> <u>20 観光立国を推進する</u>	<u>6 国際競争力、観光交流、広域・地域間の連携等の確保・強化</u> <u>20 観光立国を推進する</u>
根拠法令	観光立国推進基本法第17条	観光立国推進基本法第17条
実施方法	直接実施	直接実施
成果目標及び成果実績	東南アジアからの訪日外国人旅行者数	訪日外国人旅行者数
活動指標及び活動実績	東南アジア主要6ヵ国	プロモーション実施主要国数
支出科目		外国人旅行者訪日促進対策庁費
支出先	民間事業者等	民間事業者等
事業概要	<p>震災後も高い伸びを示し、今後も大幅な拡大が予想される東南アジア市場からの訪日外国人旅行者の誘客について、2013年に「日ASEAN交流40周年」を迎えるのを契機に、オールジャパンによる訪日プロモーションを本格的に展開する。</p> <p>具体的には、留学生等の在日外国人や誘致に積極的な民間企業等がコンテンツを制作し、互いに内容を競うAll JAPAN.netを立ち上げ、深く日本の魅力を訴求する。また、「日ASEAN40周年」事業等と連携し、上記サイトにおいて人気を得たコンテンツを中心としたプロモーションを展開し、訪日客数増加につなげる。</p> <p>東南アジア市場を韓国、中国等の5大市場に並ぶ主要市場へ成長させることで、送客元の多様化により、特定市場に過度に依存しない構造を作り上げ、訪日外客促進のリスク分散を図る。</p>	<p>1. 東南アジア横断集中プロモーション 経済成長を背景に海外旅行需要が大幅に伸びるとともに、平成25年からビザの緩和措置が実施されている東南アジア諸国を、東南アジア各国と並ぶ訪日市場へと育成するため、集中プロモーションを実施する。</p> <p>2. 訪日外国人旅行者数の大幅な増加が期待できる市場での事業展開 来るべき訪日2,000万人時代を見据え、戦略的なプロモーションにより訪日外国人旅行者数の大幅な増加が期待できる市場(潜在市場:欧州、インド、トルコ等)において、テレビCMの活用等による旅行先としての日本の認知度向上等に取り組む。</p>

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	地域宿泊産業再生支援事業	旅館の経営改善・情報発信促進事業
担当部局庁	観光庁	観光庁
担当課室	観光産業課	観光産業課
施策名	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間の連携等の確保・強化 20 観光立国を推進する	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間の連携等の確保・強化 20 観光立国を推進する
根拠法令	観光立国推進基本法第15条	観光立国推進基本法第15条
実施方法	直接実施	直接実施
成果目標及び成果実績	<p>本事業は、地方大学や自治体など関係者が連携して、地域において自立・持続可能な人材育成の仕組みづくりを進めるために実施するものであり、定量的な成果指標を設定するものではない。</p> <p>自立して継続的な取組を実現するための仕組みを構築することを定性的な指標とする。</p>	<p>本事業については大学における旅館の経営改善モデルカリキュラム作成等と旅館の情報発信促進の取組を実施することにより、地域において重要な役割を果たす旅館が中心となった魅力ある観光地域の活性化及び観光産業の振興を図るものであるため、定量的な成果指標を示すことはできない。</p> <p>本事業によって構築された仕組みを活用して、地方の大学や旅館等が、地域の実情にあわせて主体的な取組を行うことを定性的な指標とする。</p>
活動指標及び活動実績	<p>本事業は、地方エリアでの経営人材育成プログラムの実施を実施するものであり、定量的な成果目標を設定するものではない。</p> <p>地域の宿泊産業が、自立して継続的に再生の取組が可能となるような支援の仕組みの構築を定性的な指標とする。</p>	<p>本事業については大学における旅館の経営改善モデルカリキュラム作成等と旅館の情報発信促進の取組を実施することにより、地域において重要な役割を果たす旅館が中心となった魅力ある観光地域の活性化及び観光産業の振興を図るものであるため、定量的な活動指標を示すことはできない。</p> <p>地方の大学及び旅館等が、自立的かつ継続的に取り組むことが可能となるような仕組みを構築することを定性的な指標とする。</p>
支出科目		
支出先	民間事業者	民間事業者
事業概要	<p>地域の宿泊産業が困難に直面しても、観光経営や地域づくりについての知見を蓄積した、意欲ある近隣の大学と連携して、自立して継続的に再生の取組が可能となるような支援の仕組みを構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官WGIによる「旅館経営モデルカリキュラム案」の作成、産×学によるケース教材の作成・普及。 ・旅館が主体となって作成した旅館と地域の魅力を伝えるコンテンツ（動画・画像）の審査、優れた作品のJNTOウェブサイトを通じて世界に発信。

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	バイオ燃料導入加速化事業	バイオ燃料利用体制確立促進事業
担当部局庁	<u>地球環境局</u>	<u>地球環境局</u>
担当課室	<u>地球温暖化対策課</u>	<u>地球温暖化対策課</u>
施策名	<u>1地球温暖化対策の推進</u> <u>1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制</u>	<u>1地球温暖化対策の推進</u> <u>1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制</u>
根拠法令	<u>特別会計に関する法律第85条第3項第1号ホ</u> <u>特別会計に関する法律施行令第50条第7項</u> <u>第10号</u>	<u>特別会計に関する法律第85条第3項第1号ホ</u> <u>特別会計に関する法律施行令第50条第7項</u> <u>第10号</u>
実施方法	<u>委託・請負</u>	<u>委託・請負</u>
成果目標及び成果実績	<u>E3ガソリン導入量</u>	<u>①E3ガソリン導入量</u> <u>②E10ガソリン導入量</u>
活動指標及び活動実績	<u>E3取扱い給油所</u> (本格普及事業のみ)	<u>①E3取扱い給油所</u> <u>②E10取扱い給油所</u> (本事業のみ)
支出科目		二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費
支出先	<u>民間事業者</u>	<u>民間事業者</u>
事業概要	<p>本格普及事業(H23～25)</p> <p>本事業は、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出削減を目的とし、<u>沖縄においてバイオ燃料を本格的に普及させるための取組</u>であり、沖縄県内で精製された基材ガソリンと主に沖縄県内産さとうきびの糖蜜を原料としたバイオエタノールを混合してE3(バイオエタノール3%直接混合のガソリン)を製造、県下のガソリン自動車に供給し、<u>県内のガソリンの相当割合をE3化する事業</u>である。</p>	<p><u>沖縄において、サトウキビの副産物である廃糖蜜由来のバイオエタノールを活用して、当該地域のガソリンの相当割合をE3(バイオエタノール3%直接混合ガソリン)及びE10(バイオエタノール10%直接混合ガソリン)へ転換するため、石油精製会社の参加を得て、品質の確保と供給体制の拡充、普及啓発の推進及び社会受容性の調査を行い、<u>実証事業から民間事業への移行を目指す。</u></u></p> <p>平成27年度は、平成24年4月に規格が定められたE10の普及促進及び供給体制の整備拡充、並びに順調に供給量が増加しているE3の自立的商業化に向けた支援を重点的に実施する。</p>

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	海底下CCS実施のための海洋調査事業	海底下CCS審査のための海洋環境把握等調査事業
担当部局庁	<u>水・大気環境局</u>	<u>水・大気環境局</u>
担当課室	<u>水環境課海洋環境室</u>	<u>水環境課海洋環境室</u>
施策名	<u>1地球温暖化対策の推進</u> <u>1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制</u>	<u>1地球温暖化対策の推進</u> <u>1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制</u>
根拠法令	<u>特別会計に関する法律第95条第3項第1号ホ</u> <u>特別会計に関する法律施行令第50条第7項第10号</u>	<u>特別会計に関する法律第95条第3項第1号ホ</u> <u>特別会計に関する法律施行令第50条第7項第10号</u>
実施方法	<u>委託・請負</u>	<u>委託・請負</u>
成果目標及び 成果実績	本事業は基礎情報を収集し、事業者が実施する海底下CCS事業の妥当性を的確に判断することを目的としている。 なお、一定の情報量、データ量の取得ではないため、指標を定量的に示せるものではない。	本事業は、適切な海底下CCS事業の実施を可能とし、我が国におけるCO ₂ 削減に寄与するものである。しかし、本事業は事業者が適切に海底下CCS事業を行えるよう基礎情報収集を目的とする。 上記より指標を定量的に示せるものではない。
活動指標及び 活動実績	<u>各年度における調査回数</u>	<u>各年度における調査回数</u>
支出科目		二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費
支出先	<u>民間事業者</u>	<u>民間事業者</u>
事業概要	海底下CCS事業に係る環境影響評価の基礎的情報を収集するために、 <u>海底下CCSの実証試験実施海域及び海底下CCS実施の可能性の高い海域(1海域)において、海洋生態系及び海水、底質の炭酸指標に係る化学的性状を現地調査により把握する。</u> 特に実証試験実施海域である苫小牧沖周辺海域を重点海域として詳細な調査を実施する。また、海底下CCSの超長期的管理体制の在り方については、先行している海外の制度、枠組み等の情報を国際会議などから収集し、課題の抽出、我が国との既存法との比較などを行う。以上の二つの事項を外部有識者による検討会にて検討する。	<u>実証実験が行われる苫小牧沖において、海水の炭素系項目の化学的性状調査と生態系把握調査を四季を通じて実施し、これらの項目の季節変動及び年変動を把握する。</u> トレーサ等の二酸化炭素漏出検知技術の検討を行うために二酸化炭素の地中での挙動に関する知見の収集を行い、適切なトレーサ物質の選定のための検討を行う。同時に二酸化炭素の地中の挙動を把握するための物理探査技術(主に電磁波探査や音響探査など)の検討を行い、本検討を踏まえ、二酸化炭素が海底で自然湧出している海域で物理探査を実施する。

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	離島の再エネ・減エネ加速化事業	離島の低炭素地域づくり推進事業
担当部局庁	<u>地球環境局</u>	<u>地球環境局</u>
担当課室	<u>地球温暖化対策課</u>	<u>地球温暖化対策課</u>
施策名	<u>1地球温暖化対策の推進</u> <u>1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制</u>	<u>1地球温暖化対策の推進</u> <u>1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制</u>
根拠法令	<u>特別会計に関する法律第85条第3項第1号</u> <u>木</u> <u>同法施行令第50条第7項第10号及び11号</u> <u>特別会計に関する法律第85条第3項第1号</u> <u>へ、同法施行令第50条第8項第7号及び8号</u>	<u>特別会計に関する法律第85条第3項第1号</u> <u>木</u> <u>同法施行令第50条第7項第10号及び11号</u> <u>特別会計に関する法律第85条第3項第1号</u> <u>へ、同法施行令第50条第8項第7号及び8号</u>
実施方法	<u>補助</u>	<u>補助</u>
成果目標及び成果実績	<u>事業化計画策定についてはその効果を定量的に評価することは困難なため、再エネの導入、設備の導入等について、1年間のCO2削減量の見込値を記載。</u>	<u>事業化計画策定、蓄電池の活用方法の確立についてはその効果を定量的に評価することは困難。</u>
活動指標及び活動実績	<u>補助事業の実施見込件数:8件</u> <u>①事業化計画策定や実現可能性調査(FS調査):6件</u> <u>②再エネの導入、設備の導入等:2件</u>	<u>補助事業の実施見込件数:12件</u> <u>①事業化計画策定や実現可能性調査(FS調査):5件</u> <u>②再エネの導入、設備の導入等:6件</u> <u>③蓄電池実証事業:1件</u>
支出科目	<u>二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金</u>	<u>二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金</u>
支出先	<u>公益財団法人日本離島センター</u>	<u>公益財団法人日本離島センター、民間団体</u>
事業概要	<u>①再エネの導入や減エネの強化等を含む離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定や実現可能性調査(FS調査)の実施を支援する。(補助率:定額)</u> <u>②離島の特性を踏まえた先進的な再エネ・減エネ設備の導入を支援し、エネルギーコストの削減・地域経済活性化を図る。(補助率:2/3)</u> 補助金を活用する団体等を外部有識者を含めた委員会において審査し選定し、選定した団体等は、外部有識者を含めた委員会において審査の上、補助金交付先の採択を行う。	<u>①再エネの導入や減エネの強化等を含む離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定や実現可能性調査(FS調査)の実施を支援する。(補助率:定額)</u> <u>②離島の特性を踏まえた先進的な再エネの導入、民生・需要の減エネの強化等低炭素地域づくりを推進するために必要な設備の導入等を補助する。(補助率:2/3)</u> <u>③新しい蓄電池の活用方法を確立し、全体としての蓄電池容量の削減と、効率的な管理・制御により、離島の再生可能エネルギーの導入量の最大化と経済性の向上を同時に実現する事業を行う。(補助率:3/4)</u> なお、補助事業者は、外部有識者を含めた委員会において審査し選定する。①②については、補助金を活用する団体等を外部有識者を含めた委員会において審査し選定し、選定した団体等は、外部有識者を含めた委員会において審査の上、補助金交付先の採択を行う。

	廃止終了事業	看板掛替の可能性がある事業
事業名	持続可能な社会実現のためのトップダウン型政策形成事業	「低炭素・循環・自然共生」を達成する持続可能な社会の実現に向けたライフスタイル 検討・実証等事業
担当部局	総合環境政策局	総合環境政策局
担当課室	環境計画課	環境計画課
施策名	9 環境政策の基盤整備 9-1 環境基本計画の効果的実施	9 環境政策の基盤整備 9-1 環境基本計画の効果的実施
根拠法令	環境基本法第15条	環境基本法第15条
実施方法	委託・請負	委託・請負
成果目標及び成果実績	グッドライフアワードのホームページへの閲覧件数の対前年度比 ※平成25年度にホームページを立ち上げたため、成果実績の記載は不可能	グッドライフアワードのホームページの閲覧件数の対前年度比
活動指標及び活動実績	グッドライフアワードへの応募促進のための周知・広報の件数	グッドライフアワードへの応募促進のための周知・広報の件数
支出科目		環境保全調査費
支出先	民間事業者	民間事業者
事業概要	「低炭素」、「循環」、「自然共生」等の各分野を統合的に達成した具体的な持続可能な社会の姿を描出するため、「環境や社会に良い暮らし」やこれを支える取組を募集・表彰する「グッドライフアワード」を実施した。また、受賞取組についてのディスカッション等を行うシンポジウムを開催し、取組の今後の更なる発展や社会への普及方法等について検討した。さらに、グッドライフアワードのホームページを作成し、持続可能な社会の姿の例としてグッドライフアワードへの応募取組を紹介するなど、情報を広く社会に発信した。	環境基本計画に示す持続可能な社会の実現を目指し、「環境や社会に良い暮らし」やこれを支える取組を募集・表彰する「グッドライフアワード」(平成25年度から実施)を引き続き実施するとともに、ホームページ等を通じて、情報を広く社会に発信する。また、「低炭素・循環・自然共生」を統合的に達成する持続可能な社会の実現に向けたライフスタイルの実証・検証等のため、グッドライフアワードの受賞取組の現地に赴き、取組状況についての調査を行うとともに、ホームページ等を通じて、情報を広く社会に発信する。

参考文献・URL

井堀利宏（2008）『「歳出の無駄」の研究』日本経済新聞出版社

田中秀明（2011）『財政規律と予算制度改革～なぜ日本は財政再建に失敗しているのか～』日本評論社

村松岐夫（2008）『公務改革の突破口－政策評価と人事行政』東洋経済新報社
財務省、日本の財政関係資料（平成 27 年 3 月）

https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/201503.html

閲覧 2015. 6. 2

各府省の政策評価調書公開ページへのリンク

[http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/h27seisakuh
yoka_link.htm](http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/h27seisakuh
yoka_link.htm) 閲覧 2015. 2. 13

平成 27 年度概算要求基準

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/sy260725.pdf

閲覧 2015. 2. 16

日本銀行、資金循環統計（2014 年第 3 四半期速報）

<http://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf> 閲覧 2015. 6. 15

内閣官房、各府省の行政事業レビュー（ここから各府省のデータへアクセス）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gyoukaku/review.html> 閲覧 2015. 2. 9

総務省、各府省の政策評価

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_fusyou.html

閲覧 2015. 2. 9

行政機関が行う政策の評価に関する法律

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/houritu.htm

閲覧 2015. 2. 12